

# 上富田町

---

## 高齢者福祉計画・ 第7期介護保険事業計画

(平成30～32年度)

---

平成30年3月

上富田町



## ご挨拶

現在、我が国は超高齢化社会を迎え、医療費や介護費などの社会保障費が増加し続けています。

本町の状況としましては、平成29年1月現在の高齢化率をみてみますと、和歌山県全体の30.9%に対し、25.2%と県内でも2番目に低い値となっております。人口増加を続けている本町は年齢構成が都市型であるため、高齢化率は2040年前後がピークであると予測されており、団塊の世代のすべての方が75歳を迎える2025年（平成37年）には、被保険者一人当たり医療費や介護費がいま以上に高くなることを見込まれております。



高齢者一人ひとりが健康や体力を維持していくためには、基本的なことではありますがやはり健診を受けて頂くことや介護予防への取組みが重要であると考えます。介護が必要になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる町にするためには、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの推進が必要不可欠です。

本計画期間においては、健康かみとんだ21のスローガンでもあります「自分の健康は自分で守り、自分でつくる」を基本に、住民の皆様のご協力のもと取り組んできました、住民自身が運営主体であります「シニアエクササイズ」や「まちかどカフェ」等の自主運営活動について更に内容を充実させ、人と人とのつながりを通じた地域づくりを目指します。

また、「高齢者が生きがいをもち、住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らせるまちづくり」を基本理念とし、町民の皆様のご協力をいただきながら、計画の着実な推進に努めてまいります。

最後に、本計画の策定にあたり、貴重なご意見・ご提言を賜りました「上富田町介護保険事業計画等策定委員会」の委員の皆様をはじめ、関係者の皆様に心から感謝申し上げますとともに、今後とも本計画の着実な推進にご支援、ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

平成30年3月

上富田町長 奥田 誠



---

# 目次

---

第1章 計画の概要 .....	1
1. 計画策定の目的 .....	1
2. 計画策定の背景 .....	2
3. 計画の根拠・位置づけ .....	5
4. 計画の期間 .....	5
5. 計画策定の体制 .....	6
第2章 上富田町の高齢者を取り巻く状況 .....	7
1. 人口推移 .....	7
2. 高齢者調査結果 .....	12
3. 日常生活圏域の設定 .....	19
第3章 計画の基本方向 .....	20
1. 基本理念 .....	20
2. 重点的に取り組む課題 .....	20
3. 施策の体系 .....	25
第4章 高齢者施策の展開 .....	26
1. 地域で住み続けられる体制づくり (地域包括ケアシステムの構築に向けた施策) .....	26
2. 自立支援・重度化防止を進めて健やかに暮らせるまちづくり (介護予防・日常生活支援総合事業等の推進) .....	29
3. 地域での自立した暮らしを支援する福祉環境づくり (高齢者福祉サービス、災害時要支援者対策など) .....	32
4. 介護保険サービスを利用して安心して暮らせるまちづくり (介護保険事業の充実) .....	34
第5章 介護保険事業計画 .....	39
1. 要支援・要介護認定者数等の推計 .....	39
2. 居宅サービス .....	41
3. 施設サービス .....	48
4. 地域密着型サービス .....	49
5. 介護保険事業費 .....	53
第6章 計画の推進に向けて .....	60
資料編 .....	61



# 第1章 計画の概要

## 1. 計画策定の目的

わが国では、高齢化が諸外国に例をみないスピードで進んでおり、内閣府の平成29年度版高齢社会白書によると、総人口に占める高齢者の割合（高齢化率）は、平成28年が27.3%となっています。また、平成27年の平均寿命は、男性80.75年、女性86.99年と、前年に比べて男性は0.25年、女性は0.16年上回っています。少子高齢社会となった我が国では、今後も高齢者人口は増加し、2054年に3,878万人でピークを迎え、その後減少すると推計されており、加齢による虚弱や認知症などにより介護が必要な高齢者が増加すると考えられています。

年々平均寿命が延び、長期化する高齢期をどのように元気にいきいきと過ごし、介護が必要な状態にならないようにしていくかが特に重要となっています。

上富田町は、平成27年3月に策定した「上富田町高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画」に基づき、高齢者が心身ともに健康で、生きがいや楽しみがある生活を送り、介護が必要となっても住み慣れた地域で暮らし続けられるように高齢者施策を進めてきました。

平成29年に成立した「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」では、団塊の世代が後期高齢者となる2025年（平成37年）をとらえながら、地域包括ケアシステムを深化・推進し、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるようにすることが求められています。

上富田町においては、近年人口が微増しているなか、高齢者人口も増加しており、なかでも65～74歳の前期高齢者が多い状況です。2025年を見据えると、さらに高齢者の増加が見込まれるため、これまでの取組みを引き継ぎつつ、地域包括ケアシステムを一層推進することが特に重要であり、高齢者がより住みやすい上富田町を目指して本計画を策定します。

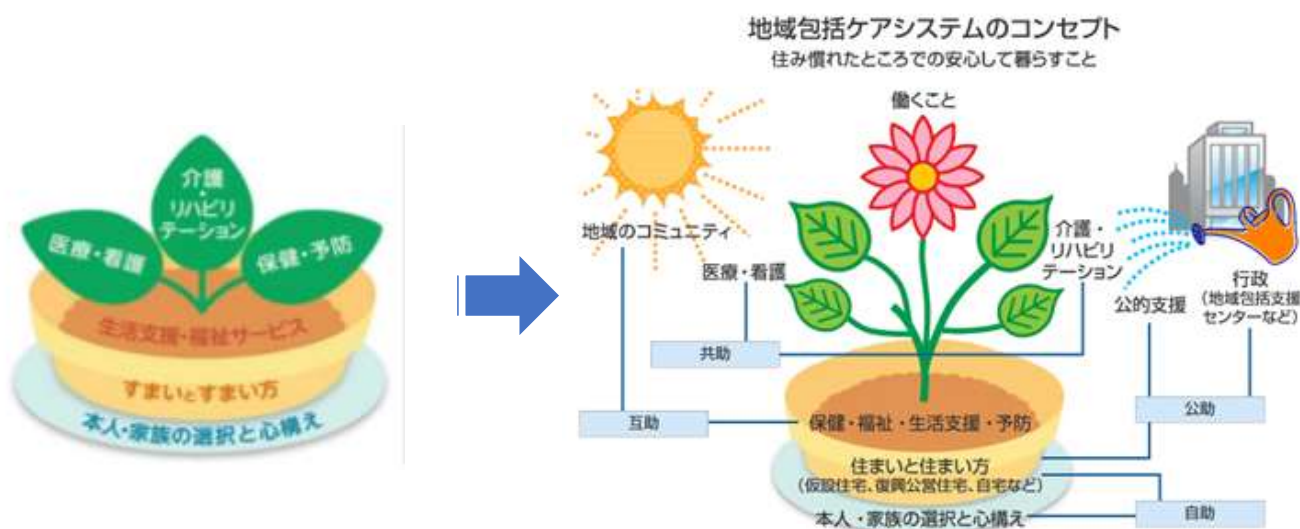
## 2. 計画策定の背景

### (1) 地域包括ケアシステムの構築

地域包括ケアシステムとは、団塊の世代が75歳以上となる平成37年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される仕組みのことです。

◇地域包括ケアシステムとは

- 地域包括ケアシステムの5つの構成要素(住まい・医療・介護・予防・生活支援)をより詳しく、またこれらの要素が互いに連携しながら有機的な関係を担っていることを図示したものです。
- 地域における生活の基盤となる「住まい」「生活支援」をそれぞれ、植木鉢、土と捉え、専門的なサービスである「医療・看護」「介護・リハビリテーション」「保健・福祉」を植物と捉えています。



### 地域包括ケアシステムの5つの構成要素

#### 【医療と介護の連携】

介護、医療、予防という専門的なサービスと、その前提としての住まいと生活支援・福祉サービスが相互に関係し、連携しながら在宅の生活を支えている。

#### 【住環境の整備】

生活の基盤として必要な住まいが整備され、本人の希望と経済力にかなった住まい方が確保されていることが地域包括ケアシステムの前提。高齢者のプライバシーと尊厳が十分に守られた住環境が必要。

#### 【生活支援・福祉サービス】

心身の能力の低下、経済的理由、家族関係の変化などでも尊厳ある生活が継続できるよう生活支援を行う。生活支援には、食事の準備など、サービス化できる支援から、近隣住民の声かけや見守りなどのインフォーマルな支援まで幅広く、担い手も多様。生活困窮者などには、福祉サービスとしての提供も。

#### 【介護・リハビリテーション、医療・看護、保健・予防】

個人の抱える課題にあわせて「介護・リハビリテーション」「医療・看護」「保健・予防」が専門職によって提供される(有機的に連携し、一体的に提供)。ケアマネジメントに基づき、必要に応じて生活支援と一体的に提供。

#### 【本人・家族の選択と心構え】

単身・高齢者のみ世帯が主流になる中で、在宅生活を選択することの意味を、本人・家族が理解し、そのための心構えを持つことが重要。

資料:厚生労働省



## (2) 平成30年度からの介護保険制度改正の要点

### 【目的】

高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスを提供する。

## I. 地域包括ケアシステムの深化・推進

### ①自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組みの推進

- 介護保険事業計画に介護予防・重度化防止、介護給付費適正化等の取組み内容及び目標を記載【介護保険法の改正】
- 介護保険事業計画に位置付けられた目標の達成状況についての公表及び報告【介護保険法の改正】
- 財政的インセンティブ(保険者の取組みに対する交付金)の付与の規定の整備【介護保険法の改正】
- 地域包括支援センターの機能強化(市町村による評価の義務付け等)【介護保険法の改正】
- 居宅サービス等事業者の指定に対する保険者の関与強化として、市町村長から都道府県知事へ意見を申し出ることが可能【介護保険法の改正】
- 認知症に関する施策の総合的な推進(認知症に関する知識の普及・啓発、認知症高齢者に応じたリハビリテーション及び認知症高齢者を介護する人の支援、その他認知症に関する施策の推進、認知症高齢者及びその家族の意向の尊重に努める等)を制度上明確化【介護保険法の改正】

### ②医療・介護の連携の推進等

- 「日常的な医学管理が必要な重介護者の受入」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた、新たな介護保険施設「介護医療院」を創設【介護保険法、医療法等の改正】
- 現行の介護療養病床の経過措置期間については、6年間延長(平成36年3月31日まで)【介護保険法等の改正(公布日施行)】

### ③地域共生社会の実現に向けた取組みの推進等

- 地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民(世帯)が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による把握及び関係機関との連携等による解決が図られることを目指す旨を明記(「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念を規定)【社会福祉法等の改正】

- 「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念を実現するため、市町村が次の包括的な支援体制づくりに努める旨を規定【社会福祉法等の改正】
  - ・ 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
  - ・ 住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制(例えば、町社協の地区担当、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業、社会福祉法人、NPO法人等)
  - ・ 主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制
- 市町村が地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、福祉の各分野における共通事項を定め、上位計画として位置付け(都道府県が策定する地域福祉支援計画についても同様)【社会福祉法等の改正】
- 高齢者と障がい児者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障がい福祉両方の制度に新たに共生型サービスを位置付け【介護保険法、障害者総合支援法、児童福祉法等の改正】
- 有料老人ホームの入居者保護のための施策の強化(事業停止命令の創設、前払金の保全措置の義務の対象拡大等)【介護保険法、老人福祉法等の改正】

## II. 介護保険制度の持続可能性の確保

### ①現役世代並みの所得のある者の利用者負担割合の見直し

- 世代間・世代内の公平性を確保しつつ、制度の持続可能性を高める観点から、現行2割負担者のうち特に所得の高い層(年金収入等 340 万円以上)の負担割合を3割とする(ただし、月額 44,400 円の負担の上限あり)【介護保険法の改正(平成 30 年8月1日施行)】

### ②介護納付金における総報酬割の導入

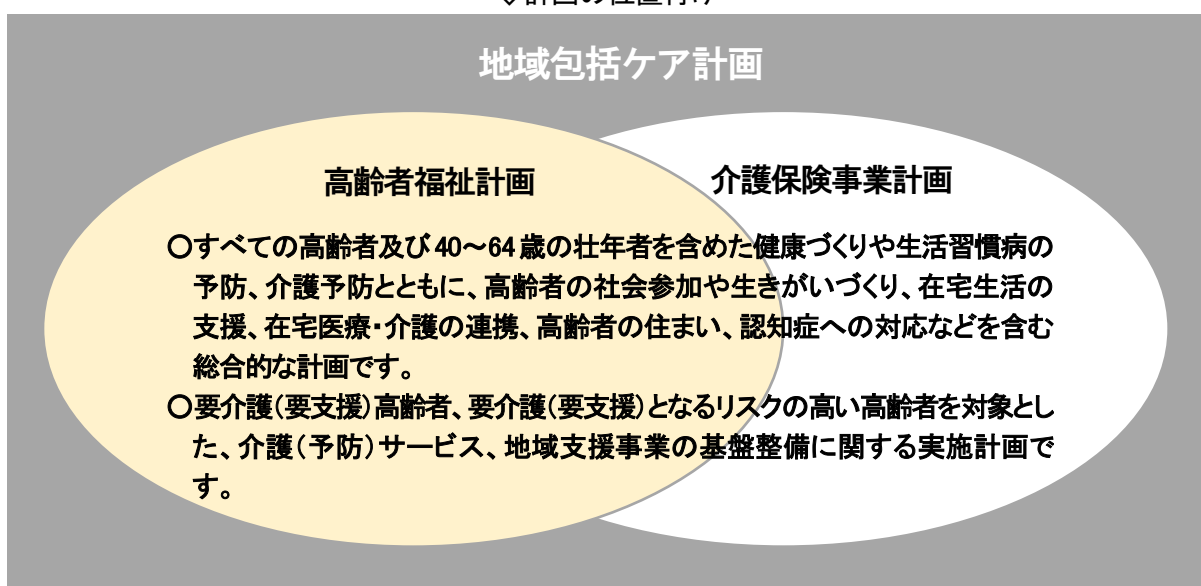
- 現行では、各医療保険者は、介護納付金を第2号被保険者である「加入者数に応じて負担」しているが、これを被用者保険間では「標準報酬総額に応じた負担」とする【介護保険法、健康保険法等の改正(平成 29 年7月1日施行)※平成 29 年8月分より実施】

### 3. 計画の根拠・位置づけ

本計画は、介護保険法第 117 条に基づき市町村が定める「市町村介護保険事業計画」と、老人福祉法第 20 条の 8 に基づき市町村が定める「市町村老人福祉計画」にあたります。

また、町の行財政運営の最上位計画である「第 4 次上富田町総合計画」における、高齢者保健福祉分野の個別計画にあたり、「上富田町障がい者計画」等をはじめ、国の基本指針、わかやま長寿プラン、和歌山県医療保健計画などの上位計画・関連計画との整合・調整を図りながら推進します。

◇計画の位置付け

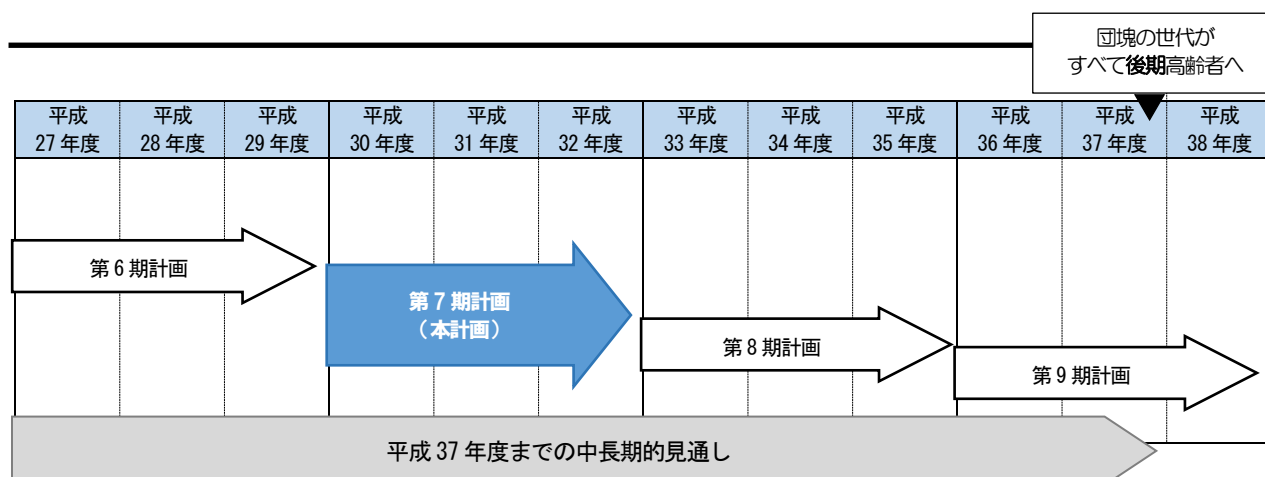


### 4. 計画の期間

本計画の期間は、平成 30 年度から平成 32 年度の 3 か年です。

ただし、地域包括ケアシステムの構築は、いわゆる団塊の世代が後期高齢者に到達する平成 37 年を視野にいれて取り組んでおり、中長期的な展望のもと、高齢者施策を推進していきます。

## ◇計画期間



## 5. 計画策定の体制

本計画の策定にあたっては、高齢者に日常生活の状況等をうかがうアンケート調査を実施し、計画に高齢者の方の意見等の反映に努めました。

そして、保健・医療・福祉・介護の関係機関、団体の代表者、学識経験者等で構成する「上富田町介護保険事業計画等策定委員会」において、計画内容についてこれまでの取り組みを踏まえて継続的にご検討いただき策定しました。

### ◇日常生活圏域ニーズ調査・在宅介護実態調査の実施

調査対象：上富田町に居住する高齢者（要支援・要介護認定を受けていない高齢者、要支援・要介護認定を受けて自宅で生活している高齢者）

調査方法：郵送により配布・回収。（無記名式による回答）

調査時期：平成29年2月下旬～3月10日

回答者総数	日常生活圏域ニーズ調査	在宅介護実態調査	合計
配布数	1,000件	250件	1,250件
回収数	681件	130件	811件
回収率	68.1%	52.0%	64.9%

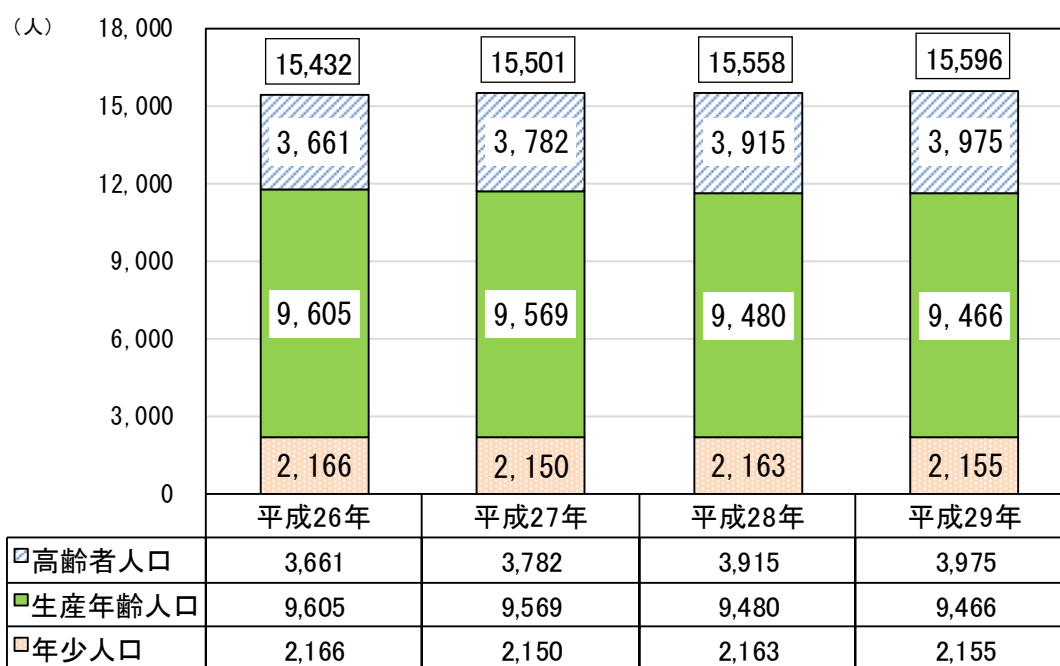
## 第2章 上富田町の高齢者を取り巻く状況

### 1. 人口推移

#### (1) 65歳以上人口、高齢化率等の推移

近年の人口は15,500人台を推移しており、平成27年に15,501人、平成29年は15,596人と微増しています。また、年齢構成では、0～14歳の年少人口は2,160人前後で推移しており、平成29年は2,155人となっています。15～64歳の生産年齢人口は、平成26年の9,605人から平成29年には9,466人に減少しています。65歳以上の高齢者人口は、平成26年の3,661人から平成29年の3,975人に増加しています。高齢化率は平成26年の23.7%から平成29年は25.5%と1.8%高くなっています。

◇人口推移(各年9月末日現在)



(%)

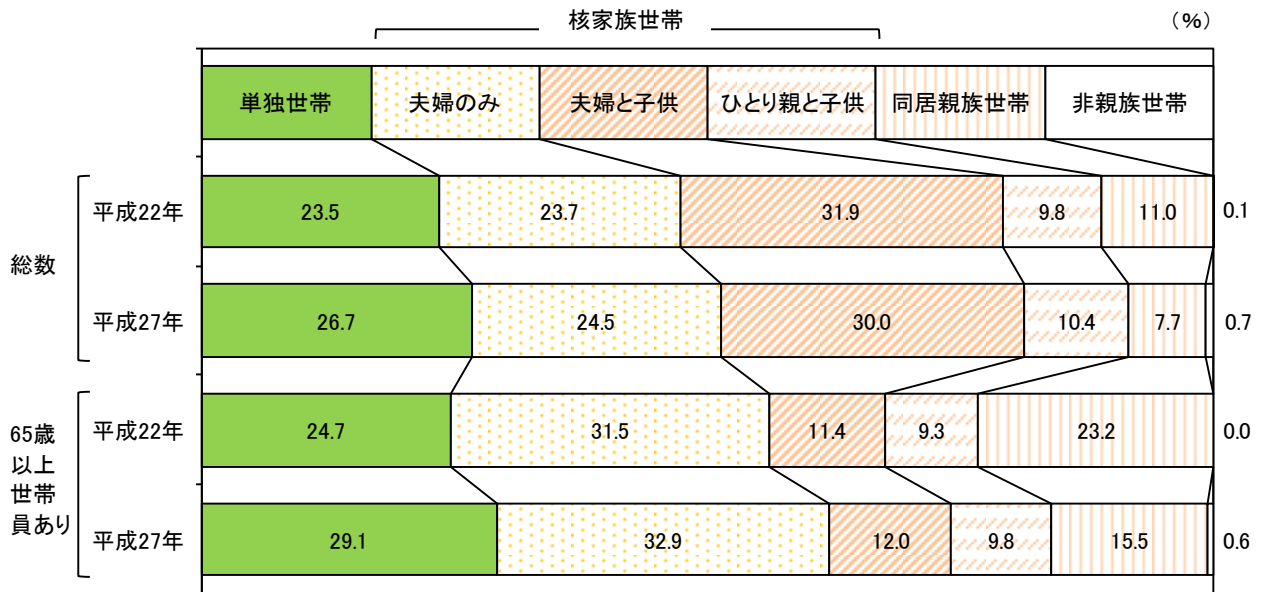
	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
高齢者人口	23.7	24.4	25.2	25.5
生産年齢人口	62.2	61.7	60.9	60.7
年少人口	14.1	13.9	13.9	13.8
合計	100.0	100.0	100.0	100.0

資料：住民基本台帳

## (2) 世帯の推移

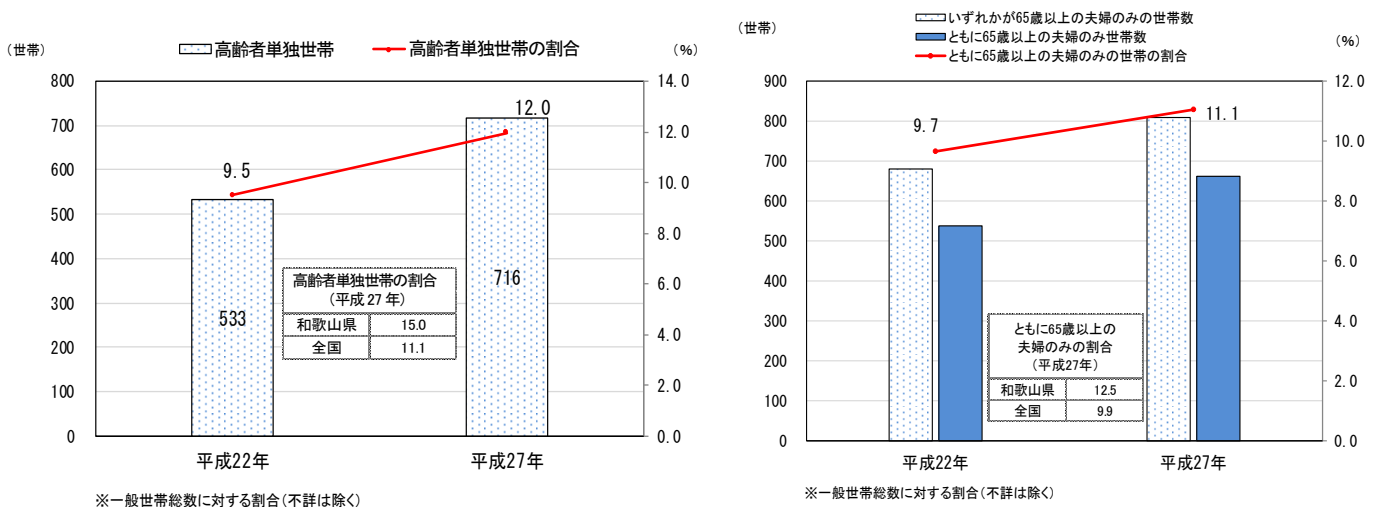
世帯数は増加しており、平成22年の5,597世帯から、平成27年は5,996世帯に増えています。そのうち65歳以上世帯員がいる世帯も平成22年の2,249世帯から平成27年は2,616世帯に増加しています。高齢者のいる世帯の構成では高齢者夫婦のみの世帯と高齢者単独世帯が多くを占めています。

◇世帯構成の推移(各年10月1日現在)



高齢者単独世帯は増加しており、平成22年は533世帯でしたが、平成27年は716世帯となっています。また、ともに65歳以上の夫婦のみの世帯も増加しており、平成22年の9.7%から平成27年の11.1%に上昇しています。

◇高齢者のいる世帯の推移(各年10月1日現在)



※一般世帯総数に対する割合(不詳は除く)

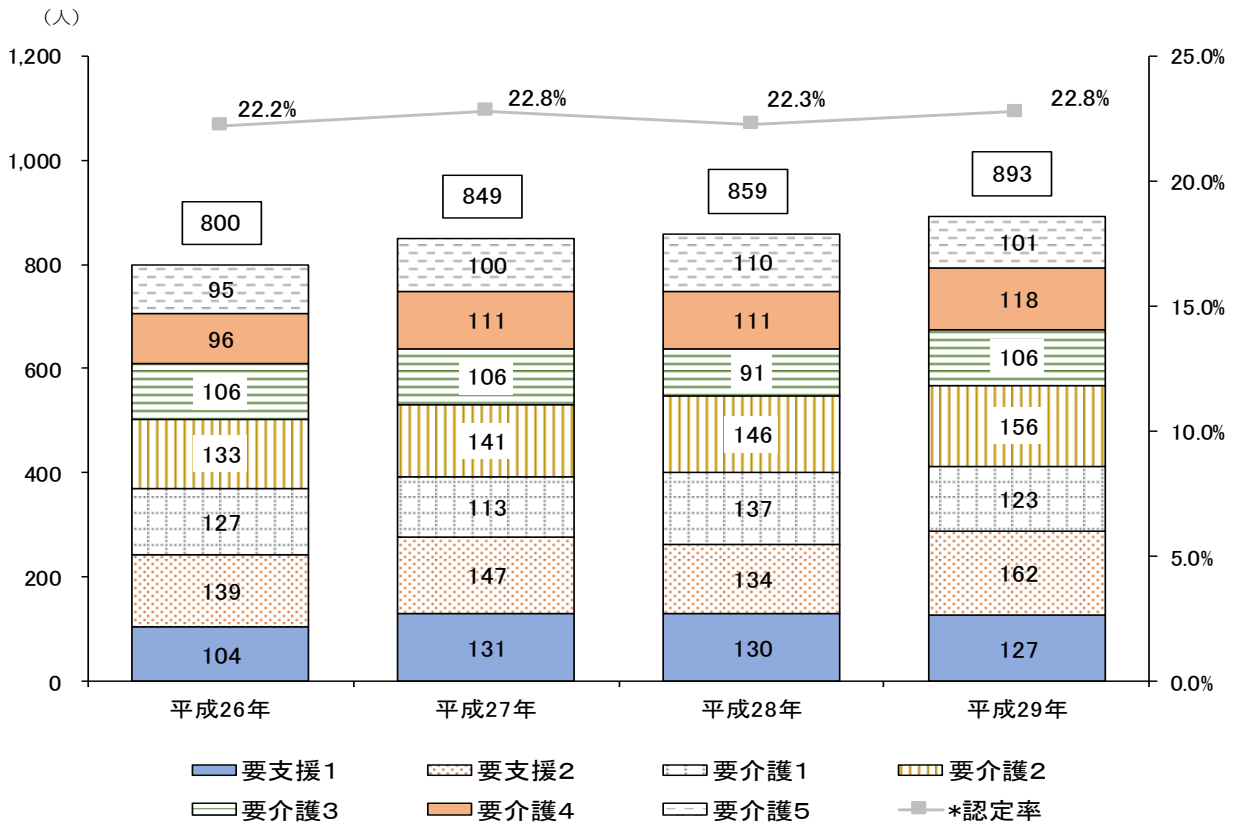
※一般世帯総数に対する割合(不詳は除く)

資料: 国勢調査

### (3) 要支援・要介護認定者数の推移

要支援・要介護認定者数は、平成26年から微増しており、平成29年は893人となっています。平成28、29年の認定率（65歳以上人口に占める要支援・要介護認定者の割合）はそれぞれ22.3%、22.8%となっており、認定率は全国平均（平成28年度末17.9%）より高い水準です。要介護度別分布状況は、平成29年度で要支援2が18.1%で最も多く、次いで要介護2が17.5%を占めています。

◇要支援・要介護認定者数の推移(各年9月末日現在)

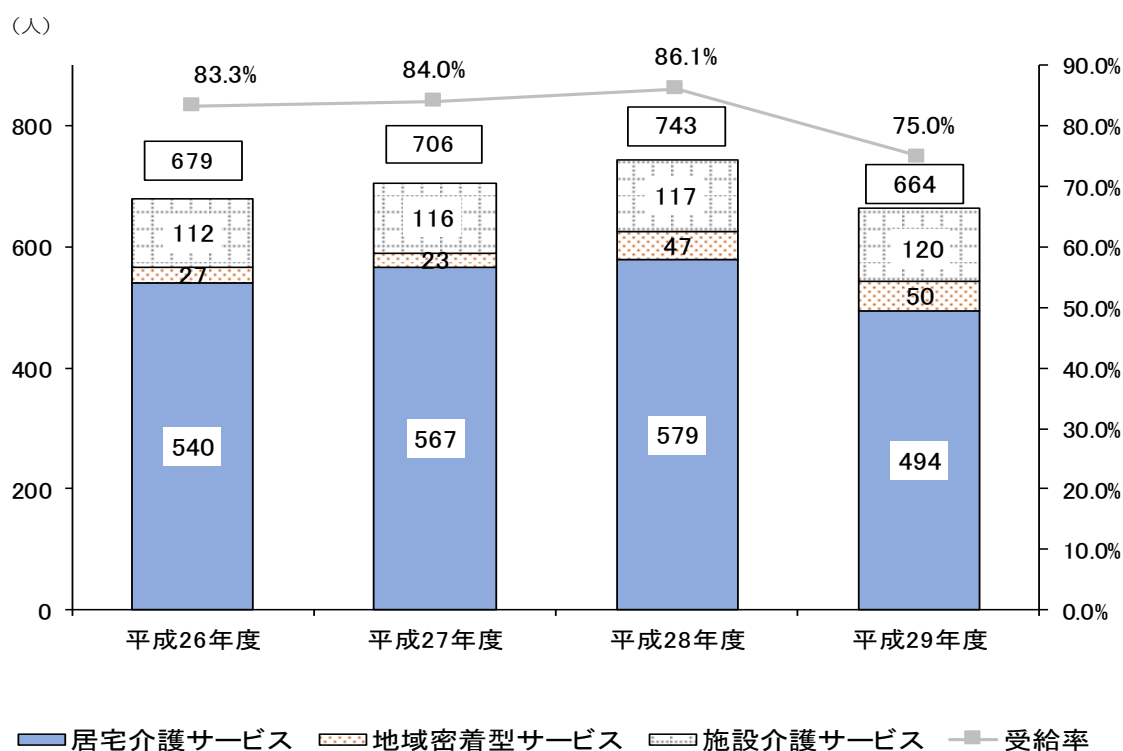


資料:介護保険事業状況報告

1ヶ月平均介護保険サービス受給者数は、平成26年度679人、平成27年度706人、平成28年度は743人と増加してきました。平成29年度からは要支援者の訪問介護と通所介護が日常生活支援総合事業に移行して実施していることから、介護保険サービス受給者数は減少しており、664人となっています。なお、日常生活支援総合事業費は、地域支援事業費に含まれます。

上記のように、平成29年度からは要支援認定者の訪問介護と通所介護が日常生活支援総合事業に移行したにも関わらず、サービス別受給者数では、居宅介護（介護予防）サービス受給者が80%前後と多くを占めている状況です。

◇介護保険サービス受給者数の推移



(%)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
居宅介護(介護予防)	79.5	80.3	77.9	74.4
地域密着型(介護予防)	4.0	3.3	6.3	7.5
施設介護サービス	16.5	16.4	15.8	18.1
合計	100.0	100.0	100.0	100.0

(平成29年度は4～6月の合計値からの見込み)

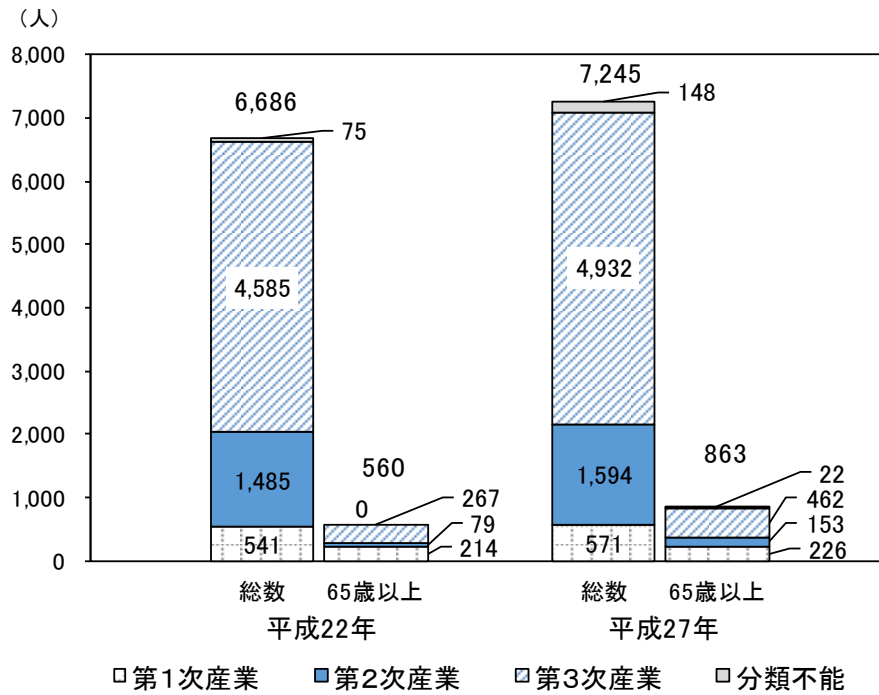
資料:介護保険事業状況報告



#### (4) 高齢者の就業状況等

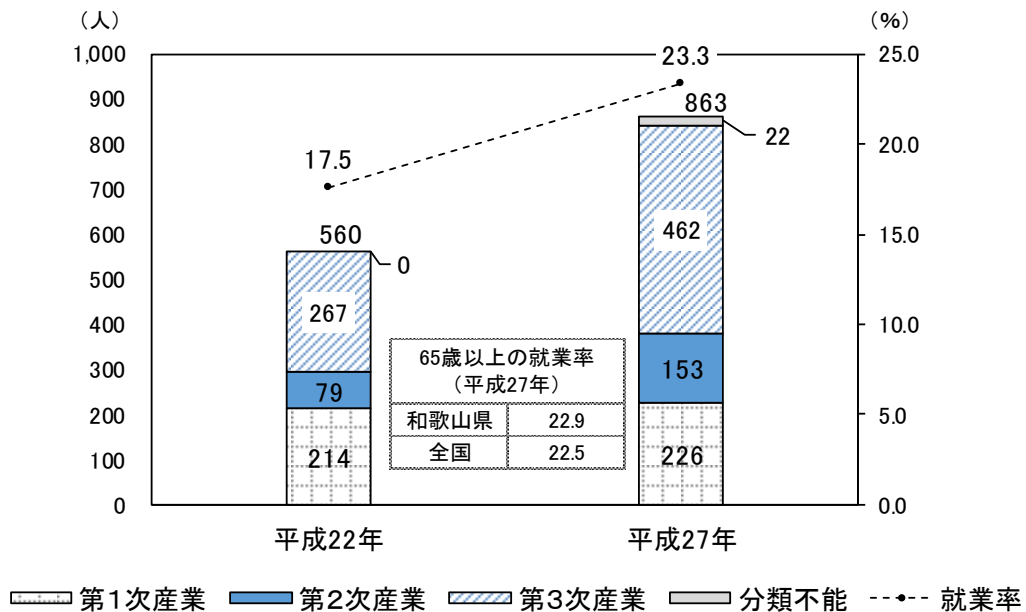
就業者数は、平成22年の6,686人から平成27年は7,245人に増加しており、第3次産業就業者が多くなっています。そのうち、65歳以上の就業者数は平成22年の560人から平成27年は863人と、約54%増加しています。産業別では第3次産業に従事する高齢者が多いものの、第2次産業に従事する高齢者の割合が高くなっています。

◇産業別就業者数



資料: 国勢調査

◇65歳以上就業者数の推移



資料: 国勢調査

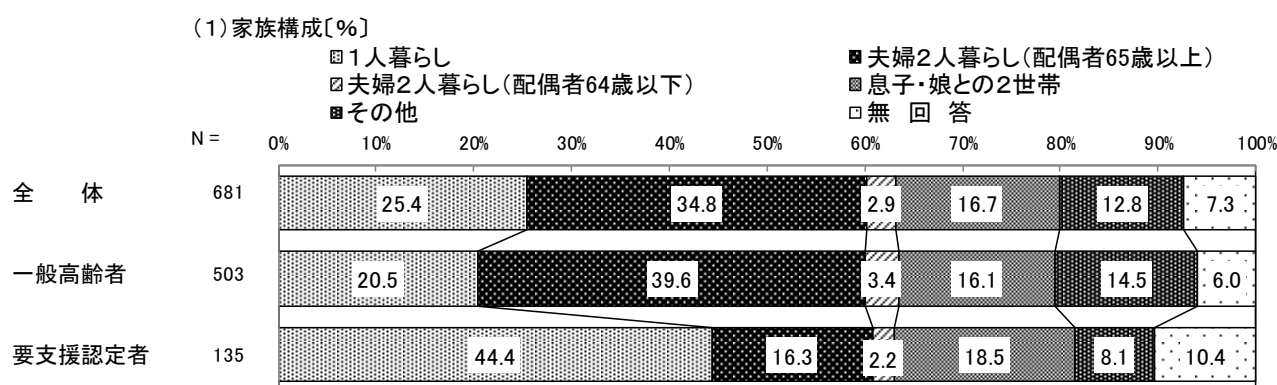
## 2. 高齢者調査結果

本計画の策定にあたり、認定を受けていない高齢者と要支援認定者を対象に日常生活圏域ニーズ調査を、要介護1以上の在宅で生活する要介護認定者を対象に在宅介護実態調査を実施しました。

### (1) 日常生活圏域ニーズ調査

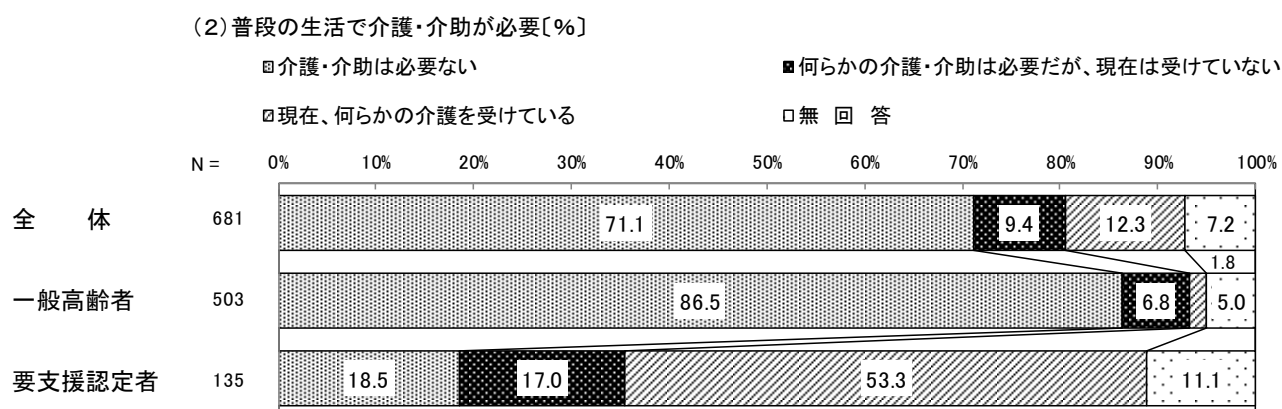
#### ① 家族構成

全体では、「夫婦2人暮らし(配偶者65歳以上)」が34.8%で最も多く、「1人暮らし」で25.4%、「息子・娘との2世帯」が16.7%、「その他」が12.8%と続いています。一般高齢者では「夫婦2人暮らし(配偶者65歳以上)」が39.6%と多く、要支援認定者は「1人暮らし」が44.4%と多くなっています。



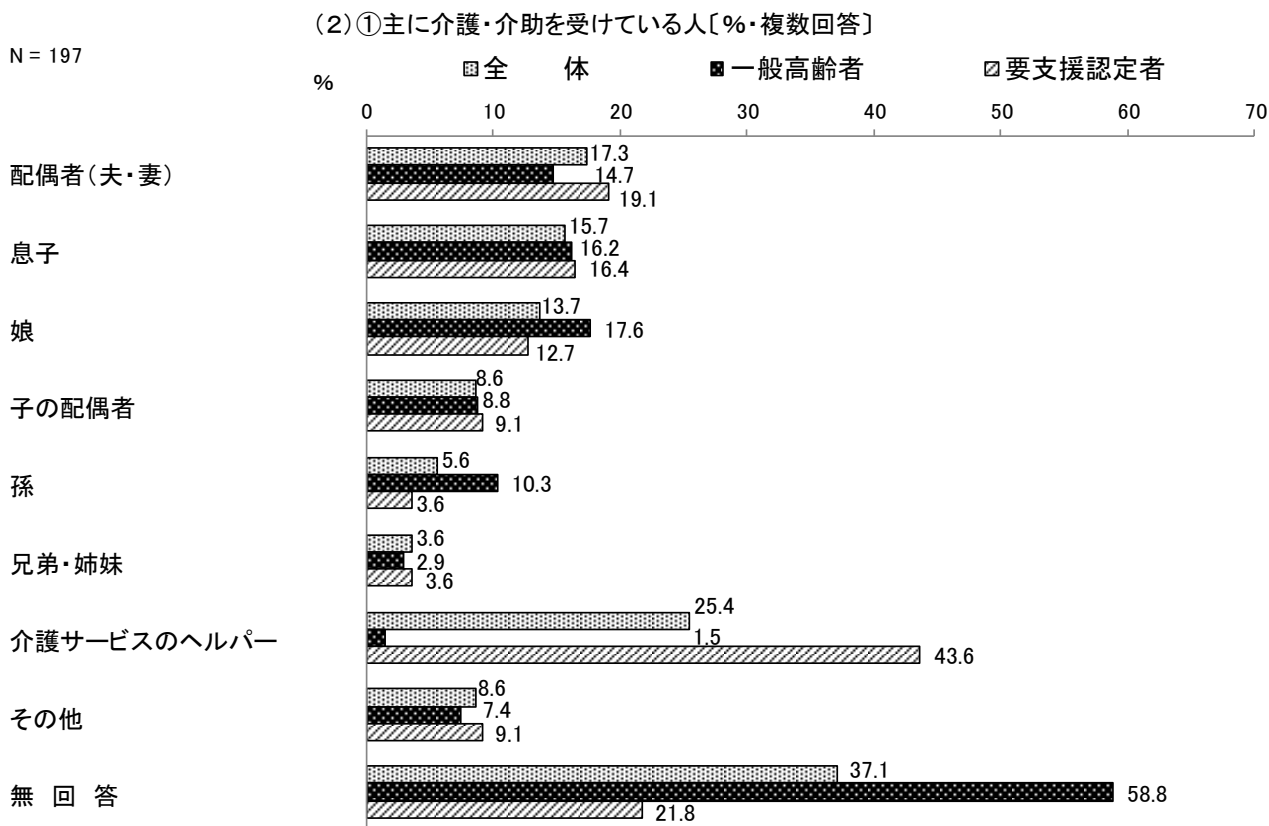
#### ② 普段の生活での介護・介助の必要性

全体では、「介護・介助は必要ない」が71.1%と多くなっています。一般高齢者では、「介護・介助は必要ない」が86.5%と多く、要支援認定者では、「介護・介助は必要ない」は18.5%と少なく、「現在、何らかの介護を受けている」が53.3%です。



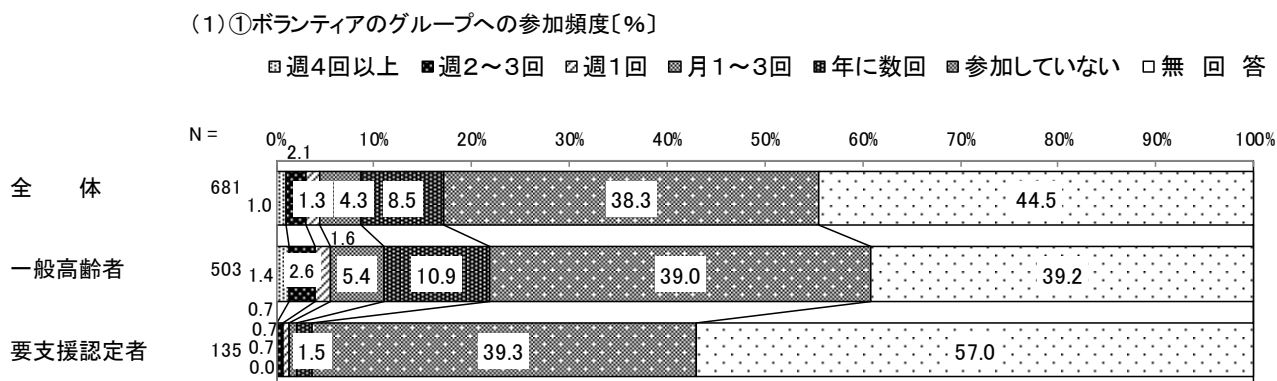
### ③主な介護者

全体では、「介護サービスのヘルパー」が25.4%と多く、「配偶者(夫・妻)」が17.3%、「息子」が15.7%、「娘」が13.7%と続いています。要支援認定者では、「介護サービスのヘルパー」が43.6%と最も多く回答されています。



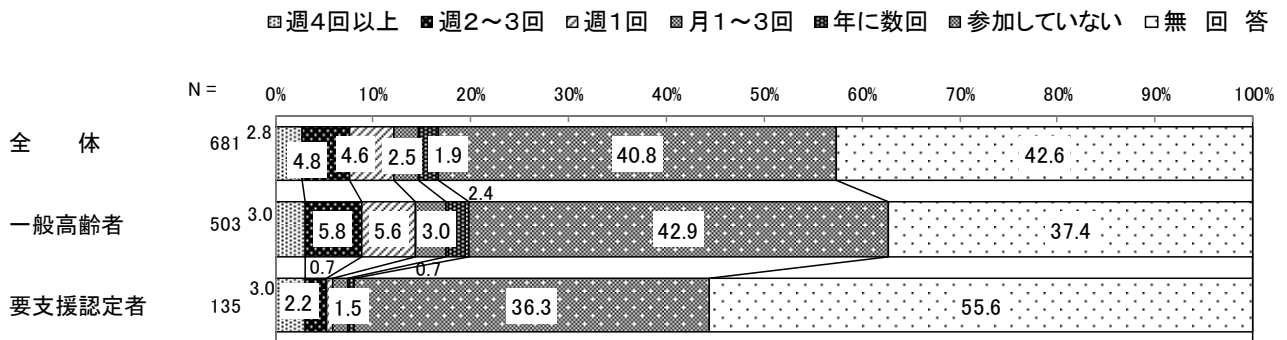
### ④地域活動等への参加状況

ボランティアのグループには「参加していない」が全体で38.3%、要支援認定者では39.3%と多くなっています。



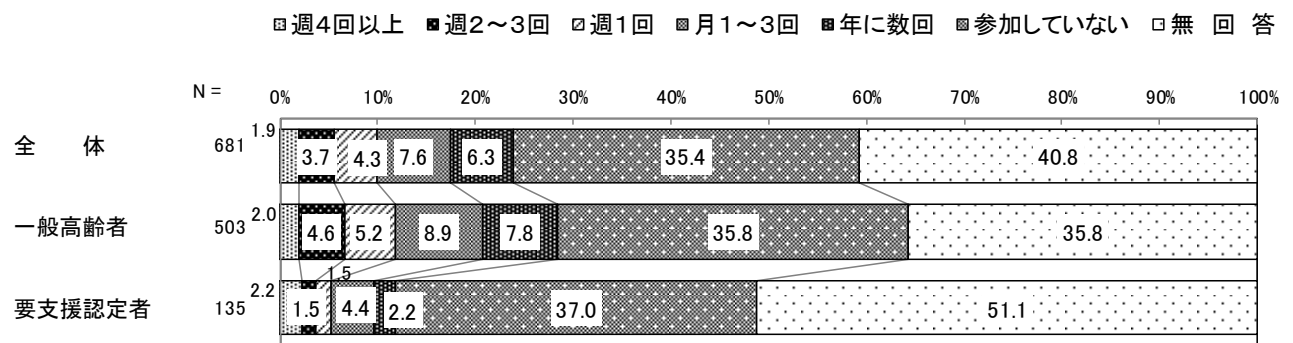
スポーツのグループやクラブには「参加していない」が全体で 40.8%と多くなっています。

(1)②スポーツ関係のグループやクラブへの参加頻度[%]



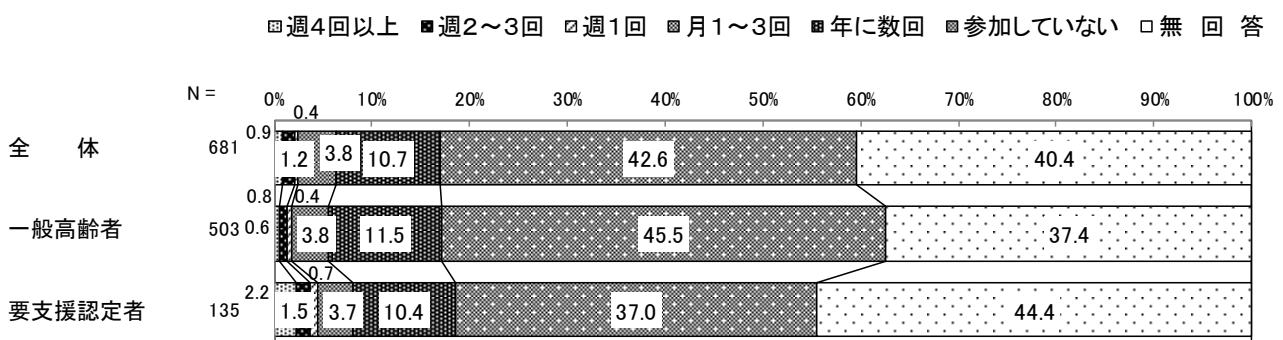
趣味・教養のグループには「参加していない」が全体で 35.4%と多くなっています。一般高齢者では、「月1~3回」と「年に数回」がやや多くなっています。

(1)③趣味関係のグループへの参加頻度[%]



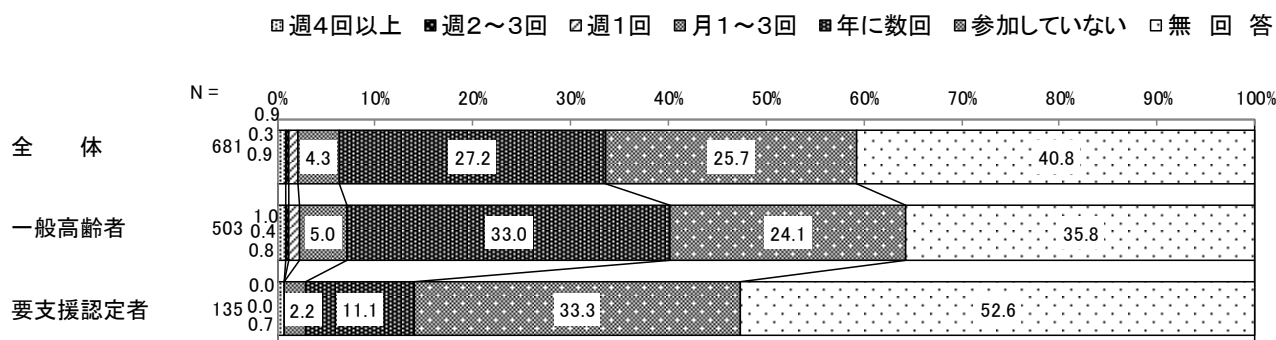
老人クラブには「参加していない」が全体で 42.6%、「月1~3回」が 3.8%となっています。

(1)⑤老人クラブへの参加頻度[%]



町内会・自治会の参加は、「年に数回」が全体では27.2%と多く、「参加していない」が25.7%と続いています。

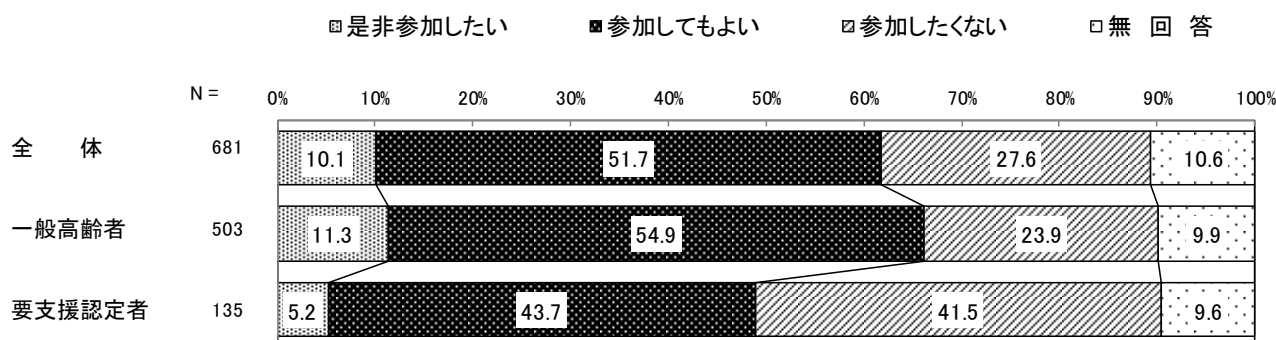
(1) ⑥町内会・自治会への参加頻度〔%〕



### ⑤地域住民有志のグループ活動への参加

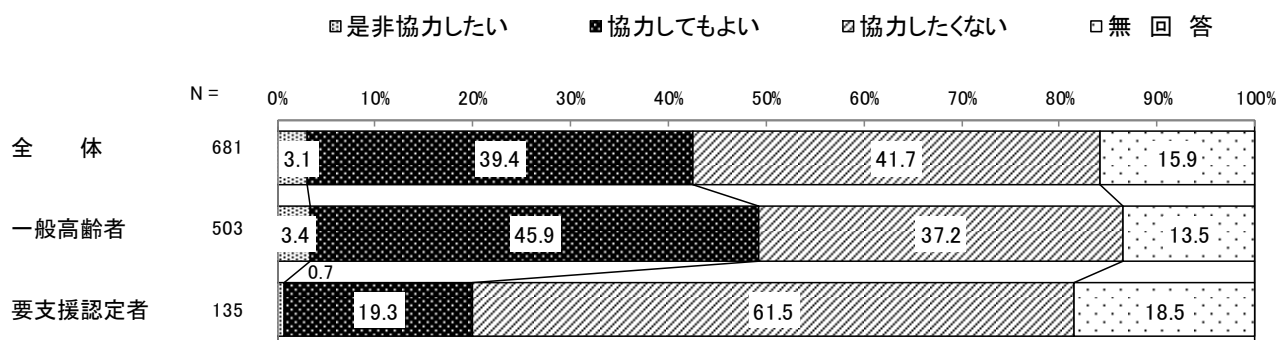
地域住民有志のグループ活動に「参加してもよい」が全体では51.7%と多く、「参加したくない」は27.6%となっています。要支援認定者では、「参加してもよい」が43.7%となっています。

(2) 地域住民有志のグループ活動への参加意向〔%〕



企画・運営側としては「協力したくない」が全体では41.7%、「協力してもよい」が39.4%と同程度で、一般高齢者では「協力してもよい」が45.9%と多くなっています。

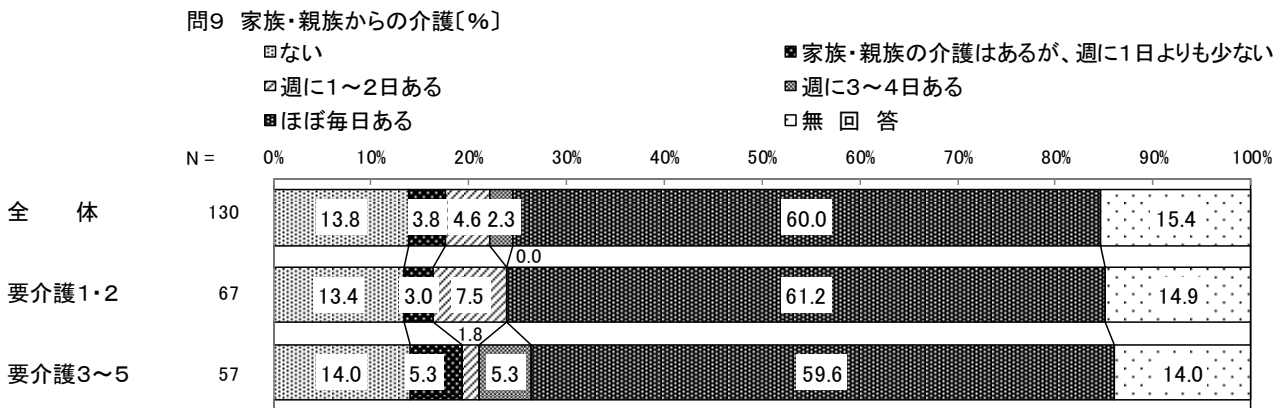
(3) 地域住民有志のグループ活動への企画・運営協力意向〔%〕



## (2) 在宅介護実態調査

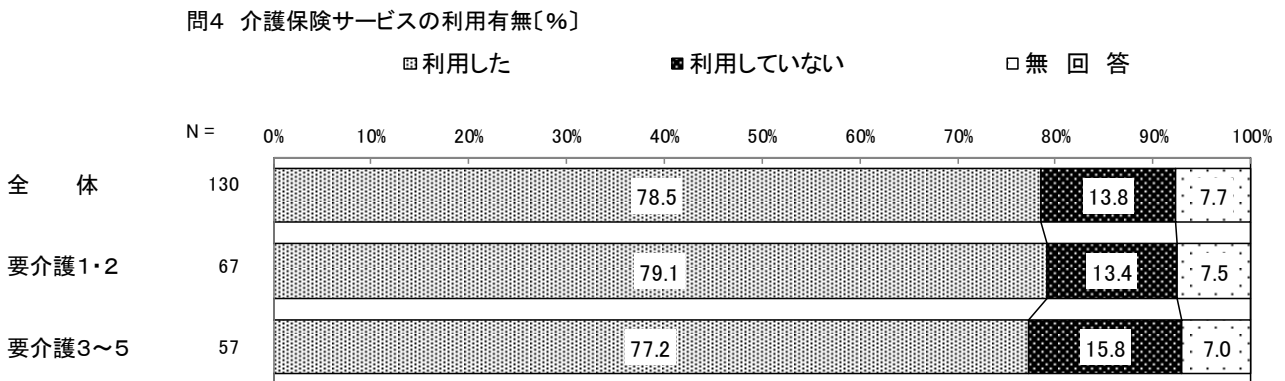
### ①家族・親族からの介護

全体では、「ほぼ毎日ある」が60.0%と多く、「ない」が13.8%、「週に1～2日ある」が4.6%、「家族・親族の介護はあるが、週に1日よりも少ない」が3.8%、「週に3～4日ある」が2.3%で続いており、介護者がいる人は70.7%です。



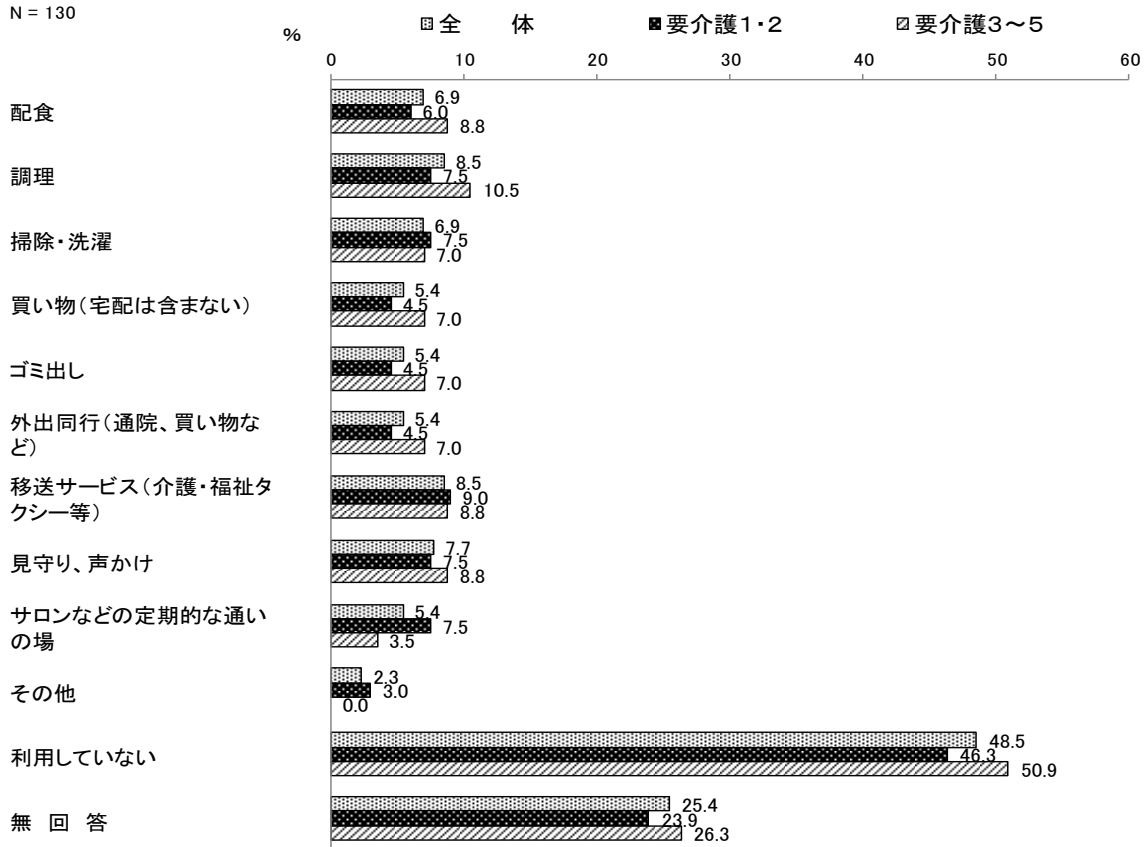
### ②介護保険サービス等の利用

介護保険サービスを「利用した」が78.5%と多く、「利用していない」が13.8%です。



介護保険サービス以外のサービスは、全体では「利用していない」が多くなっていますが、要介護1・2では「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」が9.0%、「調理」、「掃除・洗濯」、「見守り、声かけ」や「サロンなどの定期的な通いの場」が7.5%、要介護3～5では、「調理」が10.5%、「配食」、「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」、「見守り、声かけ」が8.8%回答となっています。

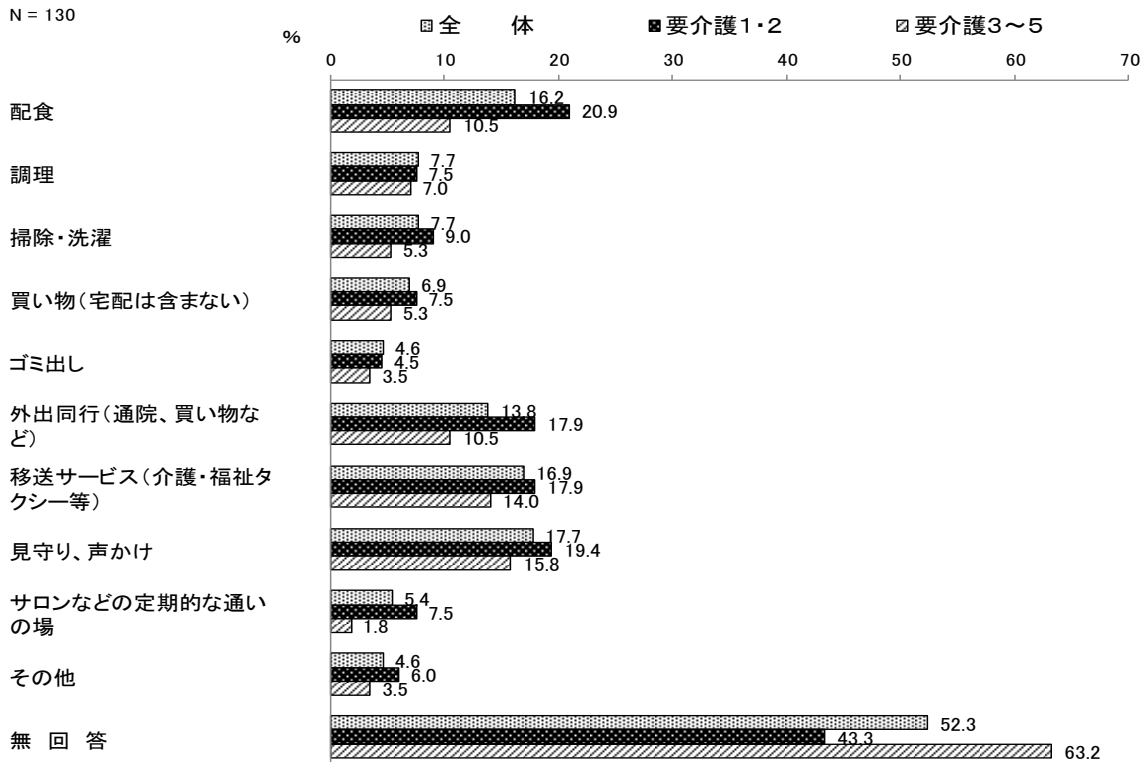
問7 利用している介護保険以外のサービス[%・複数回答]



### ③今後利用したい支援サービス

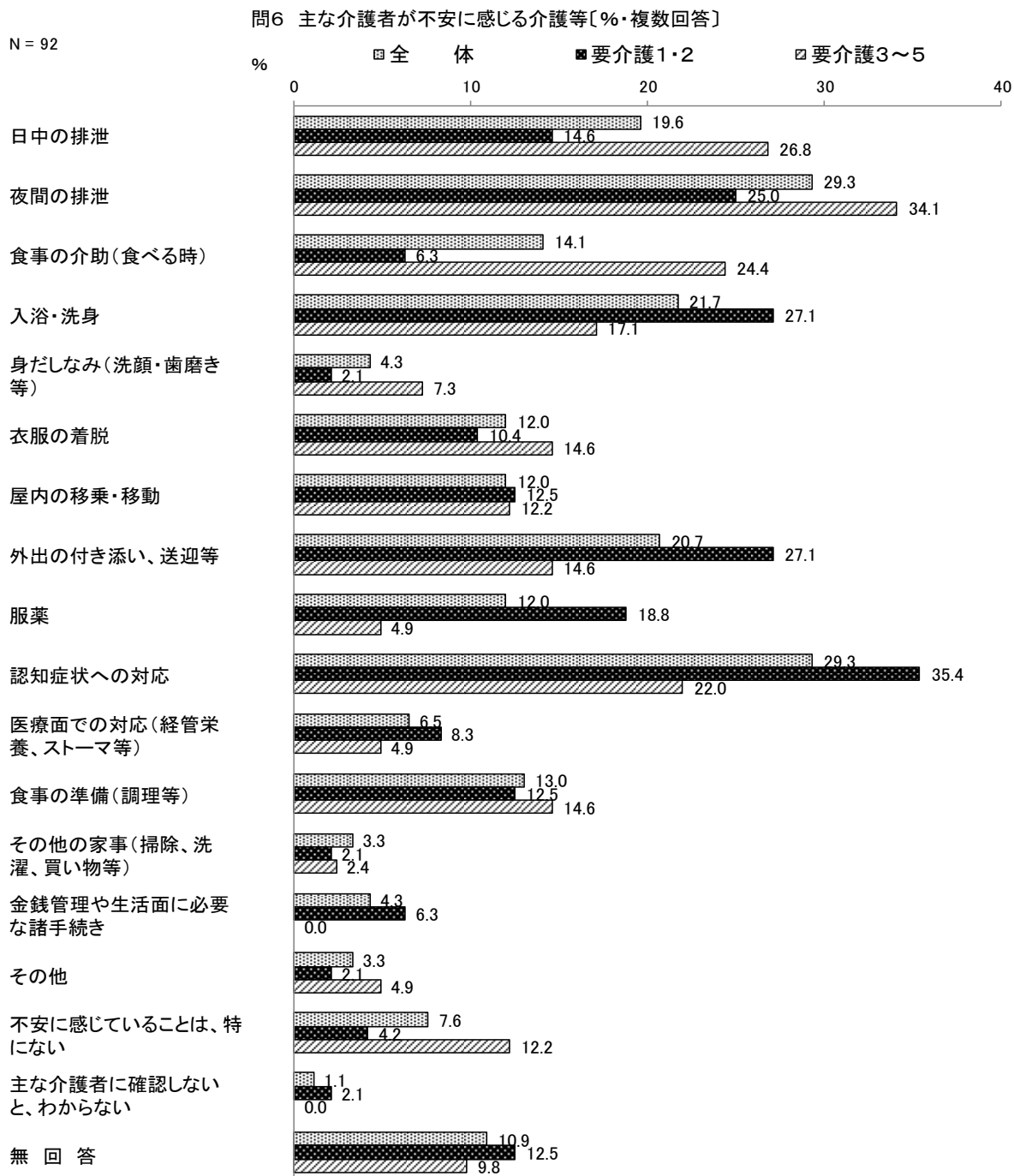
全体では、「見守り、声かけ」が17.7%と多く、「移送サービス(介護・福祉タクシー等)」が16.9%、「配食」が16.2%と続いています。

問8 今後利用したい支援サービス[%・複数回答]



#### ④主な介護者の不安

全体では、「夜間の排泄」と「認知症状への対応」が29.3%、「入浴・洗身」が21.7%、「外出の付き添い、送迎等」が20.7%、「日中の排泄」が19.6%と続いています。要介護1・2では、「認知症状への対応」が35.4%と多く、要介護3～5では、「夜間の排泄」が34.1%、「日中の排泄」が26.8%と多くなっています。





### 3. 日常生活圏域の設定

日常生活圏域とは、介護保険法第 117 条第 2 項に「当該市町村が、その住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域」と規定されています。

現在、日常生活圏域は町内 1 圏域としており、町内に地域包括支援センターを 1 か所設置しています。地域包括支援センターでは高齢者本人や家族、近隣の住民などから相談を受けて、関係機関と連携を図りながら継続的・専門的な相談支援を行っています。

また、介護予防事業をはじめとする様々な事業を展開しています。

今後は日常生活圏域において、地域包括支援センターを中心として機能の充実を図ります。

# 第3章 計画の基本方向

## 1. 基本理念

本計画は、これまでの成果や課題を引き継ぎつつ、いわゆる“団塊の世代”が75歳以上の後期高齢期を迎える平成37年度を見据え、今後3年間の中で、心身ともに健康で生きがいや楽しみのある生活を送り、介護が必要となっても上富田町で暮らせるまちづくりの実現に向けて、以下を基本理念に取り組んでいきます。

◇基本理念

**高齢者が生きがいをもち、住み慣れた地域で  
いつまでも安心して暮らせるまちづくり**

## 2. 重点的に取り組む課題

(課題1) まちかどカフェなど地域主体の活動への参加促進

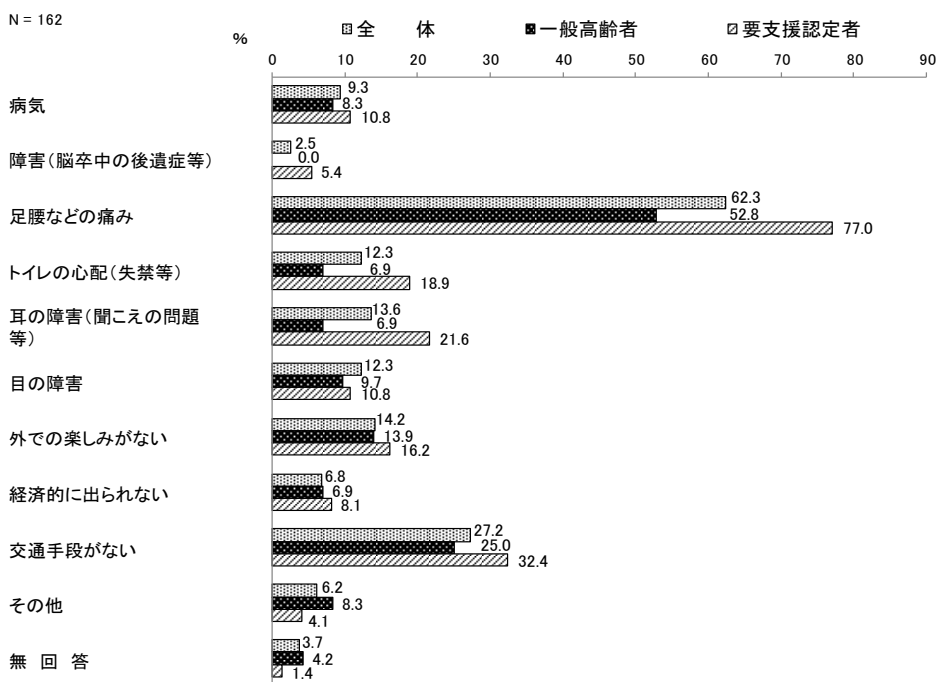
一般介護予防事業は、地域の実情に応じた効率的・効果的な介護予防を推進するものであり、必要なサービスについては、生活支援体制整備推進協議会などで協議し、検討を進めていきます。また、生活支援コーディネーターを中心とした活動として、まちかどカフェを町内30か所で開催しており、地域住民が主体となり意欲的に取り組んでいます。

高齢者調査ではグループ活動への参加意向、協力意向が高いことがわかります。高齢者の参加意向や協力しようとする気持ちを、活動の担い手となってもらえるようにつなげていくことや、内容の充実を図り、継続してもらえるようにする工夫も必要です。

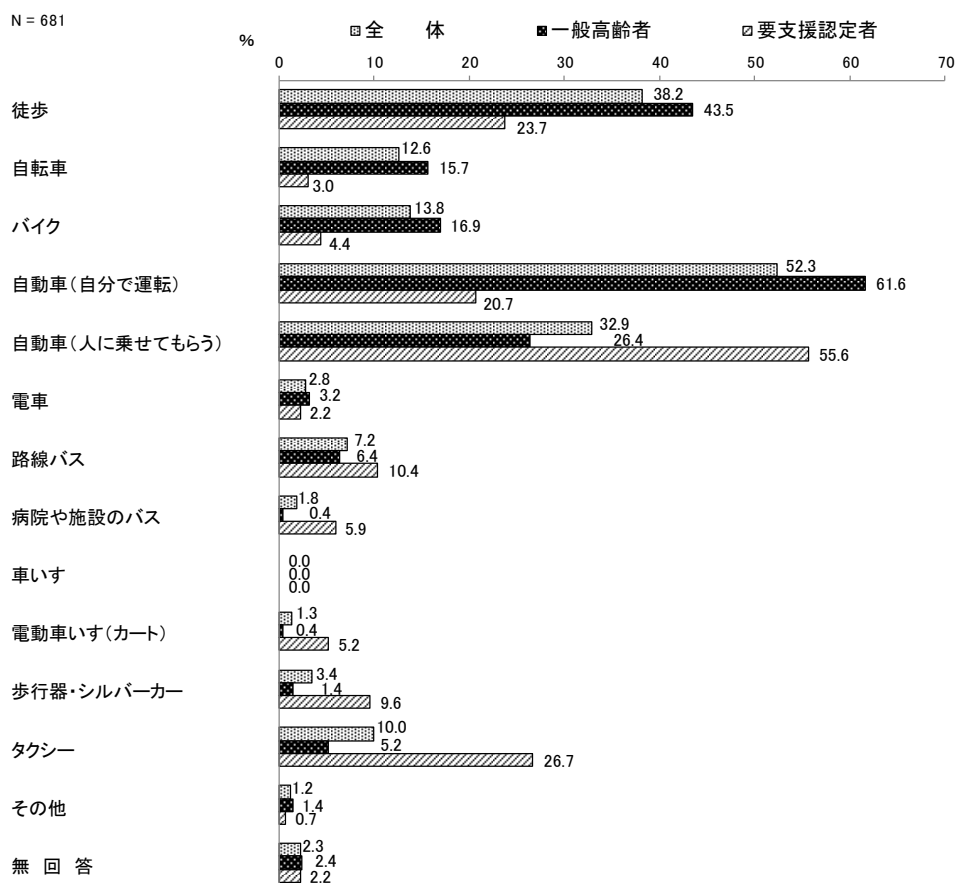
一方で、年齢を重ねるにつれて、関節疾患、転倒、骨折などの生活機能の低下が増えてきます。調査においても外出を控えている理由として「足腰などの痛み」が62.3%と多くなっています。事業の実施にあたっては、参加しやすくするための支援をあわせて検討しながら進めていくことが課題です。

また、担い手の育成について、高齢者が高齢者を支える視点と、高齢者を支える次世代の地域の人たちの協力体制をどのように構築していくかという視点を重視して取り組みます。

### ◇外出を控えている理由(日常生活圏域ニーズ調査)



### ◇外出する際の移動手段(日常生活圏域ニーズ調査)



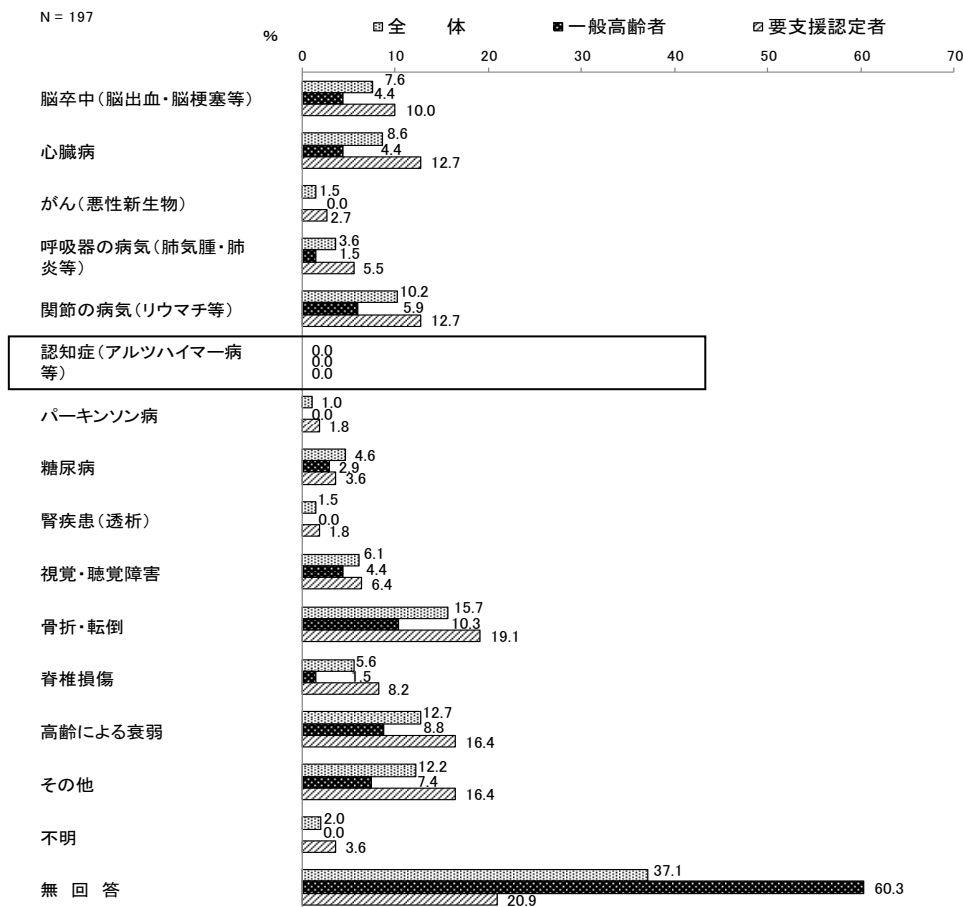
## (課題2) 住み慣れた地域で生活し続けるための認知症対策

上富田町では、認知症サポート医をはじめ、認知症疾患医療センターと協議し、町の事業をもとにした認知症ケアパスを作成しています。また、認知症地域支援推進員の設置及び初期集中支援チームを稼働させ、本人及び家族への早期支援に取り組んでいます。講師役であるキャラバンメイトの連絡会を平成28年度から実施し、連携体制の構築と活躍の場の拡大に向けて活動を進めています。

認知症の症状がみられても本人や家族にその認識がない場合や、認知症に対する偏見等から早期診断・早期対応に至らないことがまだまだあり、家族や地域住民における認知症に対する理解をさらに深めていくことが必要です。

調査結果によると、普段の生活で介護・介助が必要となった主な原因として、認知症をあげている人はいません。つまり、認知症はそれ単独で介護や介助が必要になるものとは言えないものの、在宅介護実態調査によると、現在抱えている傷病で最も高いものが認知症であることから、介護におけるケアにおいてその病状を知ったうえでの対策が必要です。町内に、認知症カフェを開設し、介護者同士のつながりや効果的な支援を充実していく必要があります。

◇介護・介助が必要になった主な原因(日常生活圏域ニーズ調査)



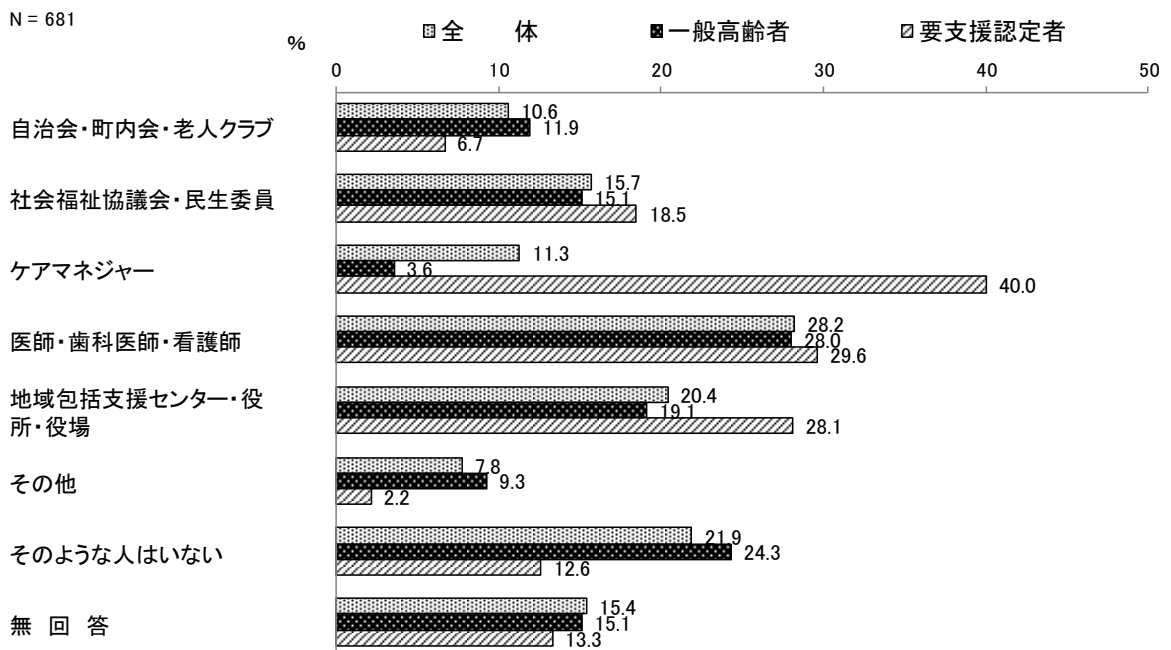
### (課題3) 地域包括支援センターの機能強化

地域包括支援センターを直営で1か所設置しており、介護予防や認知症対策等の事業を実施するとともに、相談支援や包括的・継続的ケアマネジメントを行っています。調査結果では、家族や友人・知人以外の相談先として「医師・歯科医師・看護師」が28.2%と最も多いものの、「地域包括支援センター・役所・役場」、「社会福祉協議会・民生委員」も相談相手としてあげられており、専門職と地域活動団体等との連携強化も必要といえます。

在宅医療介護連携推進事業として、一般社団法人田辺圏域医療と介護の連携を進める会の協力のもと、医師会、歯科医師会、介護サービス事業所、地域包括支援センターなどが連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供できる体制を構築しており、地域における包括的かつ継続的な在宅医療・介護の提供に向けた、専門職の連携及び医療・介護関係機関の連携促進や在宅医療に関する人材育成などを含めた体制づくりが課題です。

また、地域包括ケアシステムの推進に向けたPDCAサイクルの実施をはじめ、自立支援・重度化防止に向けた取組みが重要となっており、地域包括支援センターの機能強化を図りながら各種施策を推進していくことが課題です。

◇家族や友人・知人以外で相談する相手(日常生活圏域ニーズ調査)



(課題4) ひとり暮らしなど支援が必要な高齢者の生活支援

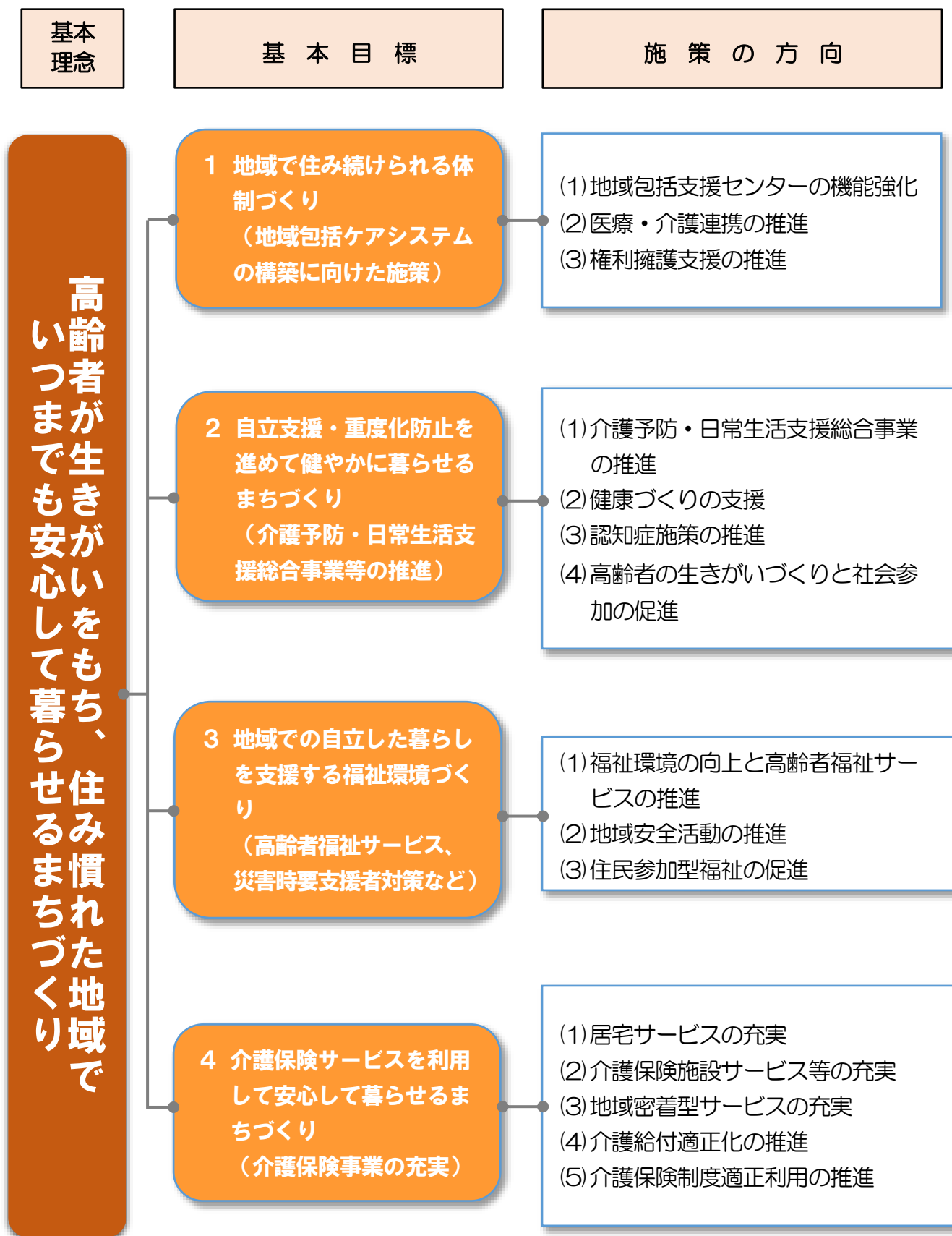
上富田町では、緊急通報システムの設置と高齢者等介護者やすらぎ事業を実施しており、通報システムの貸し出しや、位置検索システムの初期費用の補助を実施し、事故防止を図るとともに、関係機関との情報共有等に取り組んでいます。

在宅要介護認定者調査では、単身世帯の8割以上が家族・親族からの介護を受けていることがわかりました。ひとり暮らしの高齢者数は国勢調査によると、平成22年から27年で533人から716人に増加しており、地域でひとり暮らし高齢者が暮らし続けるためには、地域での見守り体制づくりや成年後見制度の周知を進めていく必要があります。

◇家族・親族からの介護(在宅介護実態調査)

	全 体	な い	家族・親族の介護はあるが、週に1日よりも少ない	週に1～2日ある	週に3～4日ある	ほぼ毎日ある	無回答
全 体	130人 100.0%	18人 13.8%	5人 3.8%	6人 4.6%	3人 2.3%	78人 60.0%	20人 15.4%
単身世帯	25人 100.0%	3人 12.0%	2人 8.0%	3人 12.0%	- -	16人 64.0%	1人 4.0%

### 3. 施策の体系



# 第4章 高齢者施策の展開

施策体系に沿った、基本目標の実現に向けた各施策の方針は、以下の通りです。

## 1. 地域で住み続けられる体制づくり (地域包括ケアシステムの構築に向けた施策)

### (1) 地域包括支援センターの機能強化

#### ①介護予防ケアマネジメントの充実

要支援1・2の認定者や総合事業対象者は、介護予防・日常生活支援総合事業における訪問サービス、通所サービスを利用することができます。地域の見守り活動やつながりで毎日の生活支援につながるサービスなどを組み合わせながら自立した生活を送れることをめざしたケアプランの立案をはじめ、生活支援体制の充実を図っていきます。地域でのつながりや助け合いの活動をより活発にするため、「たすけあいくちくまのステーション」を立ち上げて活動を開始しており、各主体の活動支援に努めながら地域での助け合い活動を推進します。

あわせて、生活の質の向上と、要介護度の重度化防止や要介護状態の防止をめざして、自立支援型ケアマネジメントを推進します。

#### ②相談体制の充実

地域包括支援センターの認知度を高めるため、町広報紙等で啓発するとともに、各種団体の会議に出席してPRを行ってきました。引き続き、地域包括支援センターの相談窓口のPRを行うとともに、民生児童委員協議会などの関係団体や、介護保険係、保健センターなど関係機関とも十分連携を図り、相談体制を充実させていきます。

#### ③包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

現在行っている月1回の地域ケア会議でケアマネジャーの抱えている困難ケースの検討会を実施したり、研修会を行ってきました。これまでの取組みを継続しつつ、平成30年度からの会議の持ち方、内容や開催の仕方について検討し、地域ケア会議の充実と自立支援型地域ケア会議の確保を図ります。

#### ④運営機能の強化

平成30年度から地域包括支援センターの体制を4人体制に拡充し、研修の機会を設けてスキルアップに努めていきます。

#### ⑤地域包括支援センター等の情報公開

町広報紙等を利用し、地域包括支援センターの業務内容について情報を発信していきます。



## (2) 医療・介護連携の推進

医療・介護連携の推進にあたっては、田辺圏域の5市町で一般社団法人田辺圏域医療と介護の連携を進める会と委託契約しており、そのネットワークのもと、在宅医療・介護連携推進事業を実施します。

### ①かかりつけ医の普及

健康増進事業での啓発とあわせて、在宅医療・介護連携推進事業と連動させながら退院調整ルールなどのPRとともに、かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局の周知・啓発に努めていきます。

### ②関係機関とのネットワークの確保

一般社団法人田辺圏域医療と介護の連携を進める会を中心にしたネットワークを確保しており、このネットワークを活用して連携しながら進めていきます。

### ③地域の医療・介護サービス資源の把握

退院在宅医療・介護連携推進事業と地域医療とのネットワークを活用して、地域の資源の把握に努め、把握した情報をリスト化して住民に周知を図ります。

### ④地域住民への普及・啓発

地域住民が医療・介護サービスについて理解を深めてもらえるよう、在宅医療や介護に関する講演会の開催や、啓発資料等の作成・配布を行います。また、住民が安心して、在宅医療ができるように相談体制を構築します。

## (3) 権利擁護支援の推進

### ①高齢者虐待防止対策

ケアマネジャーや介護事業所、各種団体等との連携を図りながら早期発見、防止に努めていきます。また、地域では民生委員や関係機関と連携して啓発と未然防止に努めるとともに、必要に応じて短期入所の利用や生活環境の向上などにより支援します。

### ②成年後見制度・日常生活自立支援事業

成年後見制度や日常生活自立支援事業については、町広報紙等で住民への周知を行うとともに、民生児童委員協議会で説明してきました。今後も、様々な機会をとらえて住民へのPRを継続して行います。また、訪問相談活動の中で必要な方には個々に制度説明や相談などを行い、必要な支援に努めます。

### ③消費者被害の予防と対策

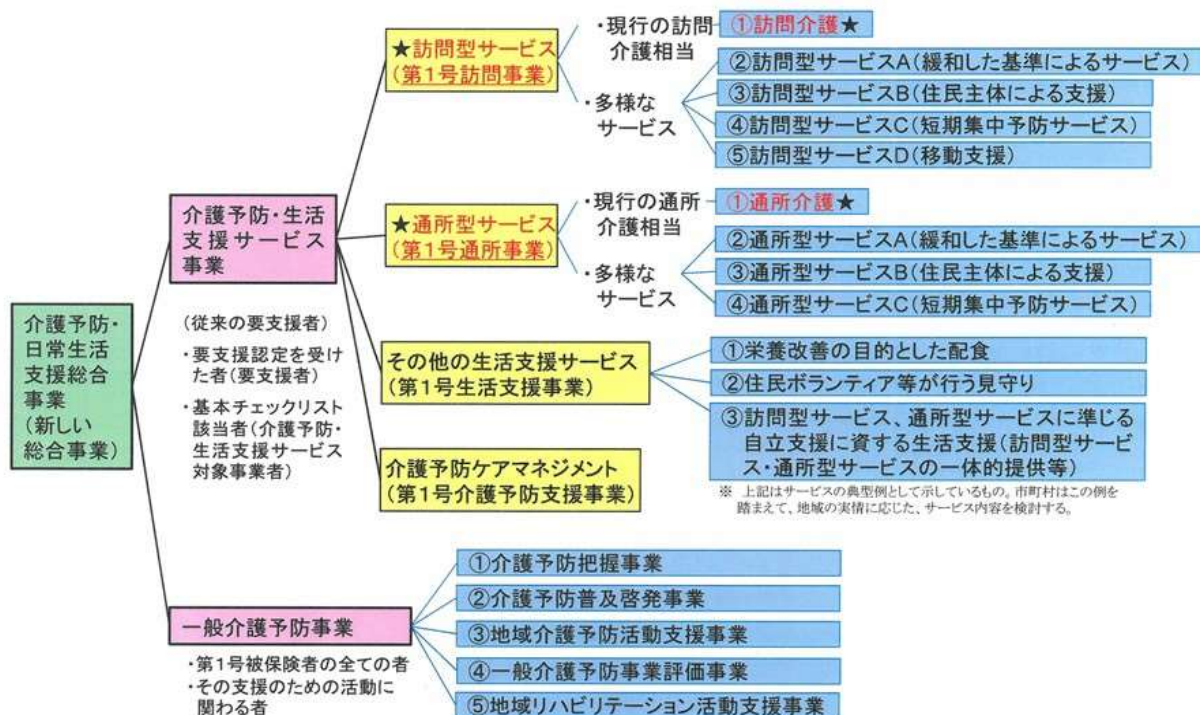
総務政策課のまちづくりグループ等関係機関と連携し取り組んでいきます。

＜地域で住み続けられる体制づくりに関わる指標＞

指標	現状	目標		
	平成 28 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
地域包括支援センターに関する周知	広報紙で 年 12 回特集	12 回	12 回	12 回
介護予防や介護医療連携に関する啓発	2 回	2 回	2 回	2 回
成年後見制度利用支援 件数	2 回	2 回	2 回	2 回
地域ケア会議 開催回数	12 回	12 回	12 回	12 回
介護と医療の多職種連携会議 開催回数	12 回	12 回	12 回	12 回

## 2. 自立支援・重度化防止を進めて健やかに暮らせるまちづくり (介護予防・日常生活支援総合事業等の推進)

### (1) 介護予防・日常生活支援総合事業の推進



資料:厚生労働省

#### ①介護予防・日常生活支援総合事業

訪問型サービスでは、従来の訪問介護相当サービスを実施します。今後は、訪問型サービスA、訪問型サービスB、訪問型サービスCなど多様なサービスの実施などを検討していきます。

通所型サービスでは、従来の通所介護相当サービスと通所型サービスA(緩和した基準によるサービス)を実施しています。今後は、通所型サービスB、通所型サービスCなどの多様なサービスの実施を検討していきます。

多様なサービスの実施については、給付費の状況や、住民ボランティアの育成状況等を勘案しながら、生活支援体制整備推進協議会などで協議を行っていきます。

#### ②一般介護予防事業

対象者の把握について、必要な方には早期に介護予防事業につなげることができるよう、情報提供などに関し各関係機関との連携を行います。住民に対しては、地域包括支援センターの総合相談としての機能の啓発を行い、閉じこもり等支援が必要な場合の相談場所としての周知を行っていきます。

介護予防、健康づくりに関する知識の普及については、各種団体の会議や広報紙、まちかどカフェや転倒骨折予防教室（てんとうむし教室）など様々な機会をとらえて実施し、さらに進めていきます。

一般介護予防に関する各種事業については、参加者数、開催内容等について、事業評価を行いながら実施してまいります。

また、地域リハビリテーション活動支援事業の内容につきましては、シニアエクササイズ（青春塾）や転倒骨折予防教室（てんとうむし教室）をはじめ、各種介護予防事業への理学療法士等医療専門職の効果的な関わりについて、今後検討してまいります。

## （2）健康づくりの支援

### ①正しい理解・知識の普及・啓発

生活習慣病を予防して質の高い生活を送ることが健康寿命を延ばすことにつながります。健康増進事業において健康支援を進めるなかで、高齢期の健康については生活機能の低下を防ぐことを目標に、健診・各種がん検診の受診による生活習慣病の早期発見・早期治療に努めるとともに、「口熊野かみとんだ健康福祉と文化のまつり」など様々な健康づくり・食育推進などの取組みを通じて健康づくりについて啓発します。

## （3）認知症施策の推進

### ①正しい理解・知識の普及・啓発

地域住民が認知症について理解し、認知症高齢者が地域で継続して生活できるように、引き続き、町広報紙や認知症サポーター養成講座等で、認知症についての正しい理解を深めるための啓発を行います。

### ②地域における認知症理解と支援環境づくりの推進

平成28年度よりキャラバンメイトの連絡会を実施しており、地域でキャラバンメイトが主体的に活躍する場をつくり、活動を支援してまいります。

### ③認知症高齢者見守り事業

高齢者安心サポート事業について、関係機関との連携強化を図ってまいります。

### ④認知症ケアパスの作成・活用

認知症ケアパスについては、認知症疾患医療センターにて上富田町の事業をまとめたものを踏まえ、上富田町版の認知症ケアパスを作成しています。今後、訪問時などに利用し、住民に周知してまいります。

#### ⑤認知症初期集中支援事業

平成 28 年度より初期集中支援チームを稼働させ、認知症高齢者やその家族への早期支援に取り組んでおり、実施状況を点検しながら継続して実施します。

#### ⑥認知症地域支援推進員等配置事業(拡充・充実)

平成 28 年度より、認知症地域支援推進員を設置しており、地域での認知症対策の充実を図っています。

#### ⑦認知症ケア向上推進事業

初期集中支援チームや推進員活動を連動させて、ネットワークづくりや事例などをまとめながら、認知症ケア向上推進事業を実施します。

### (4) 高齢者の生きがいづくりと社会参加の促進

#### ①高齢者の雇用・就労支援

高齢者の身体的状況に配慮した、高齢者が働きやすい職場環境づくりについて、事業者への普及・啓発に努めていきます。

#### ②高齢者の活躍の場の促進

高齢者自身の意向を重視しながら、生涯学習活動、ボランティア活動や地域活動、高齢者が高齢者を見守り、支える活動などへの参加を働きかけます。そのためのきっかけづくりとして、ボランティア研修会を実施するなど関係機関とも連携して進めていきます。

#### <自立支援の目標>

指標	現状	目標		
	平成 28 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
運動に関する自主グループ(青春塾)参加者数	109 人	120 人	125 人	130 人
認知症サポーター養成数	889 人	1,150 人	1,220 人	1,300 人

### 3. 地域での自立した暮らしを支援する福祉環境づくり (高齢者福祉サービス、災害時要支援者対策など)

#### (1) 福祉環境の向上と高齢者福祉サービスの推進

##### ①高齢者が輝く共生のまちづくりの推進

高齢者が安心して快適に生活できる環境を整備するためには、地域にある様々な障壁を取り除くことが必要となることから、高齢者、障がい者等に配慮したまちづくりを推進していきます。

地域包括ケアシステムの構築に向けた取組みとして、高齢者が安心して暮らせるような住まいの普及促進に努めます。

##### ②高齢者等介護者やすらぎ事業

在宅の高齢者等で認知症等による徘徊のある方に、位置検索システムを利用して、居場所や安全を確認することができる事業を進めています。引続き推進を図り、介護者の負担軽減を図ります。

##### ③高齢者日常生活用具給付事業

要介護高齢者及びひとり暮らし高齢者に対して日常生活用具（電磁調理器上限50,000円以内）を給付することにより、自立した日常生活を支援します。

##### ④高齢者居宅改修補助事業

高齢者が在宅で生活できる住環境を整備するために必要な経費を補助することで介護保険制度を補完することを目的としています。

##### ⑤高齢者緊急通報システム業務委託

ひとり暮らしの高齢者及び身体障がい者等に対し、緊急通報装置を貸与することにより、急病や災害等の緊急時に、迅速かつ適切な対応を図るための事業です。

#### (2) 地域安全活動の推進

##### ①災害時の支援

平成28年度に避難行動要支援者の名簿登録制度を開始し、平成29年度には名簿登録者の避難行動要支援者個別計画の策定に着手しました。引続き名簿の更新、個別計画の策定を推進していきます。これらの作成は地域の見守り活動にて地域の実情を把握している民生委員の支援を得ながら進めています。

##### ②地域安全活動の推進

防災や防犯、交通安全など、多様化する日常生活における様々な不安材料を取り除いていくには、住民自らの意識づけが重要であると考えられます。そのためにも、交通安全教室などを定期的実施し、高齢者自身への啓発活動にも努めます。また、民生委員の活動と連携を図りながら、地域での見守り活動を推進します。

### (3) 住民参加型福祉の促進

#### ① 共生型サービスの導入検討

介護保険サービスと障害福祉サービスとの連携、新たに始まる共生型サービス等の活用により、高齢期を迎えた障がい者への継続的な支援を推進していきます。

◇参考：共生型サービスのイメージ



資料:厚生労働省

#### ② 地域見守り協力員との連携

行政や福祉関係機関、民生委員等と地域見守り協力員が連携・協力して、普段の生活の中で高齢者に対し、「さりげない見守り」や「声かけ」などを展開します。地域ごとの実情に応じた見守り活動を通し、地域全体で高齢者を支えていく体制づくりを推進していきます。

## 4. 介護保険サービスを利用して安心して暮らせるまちづくり (介護保険事業の充実)

介護保険サービスは以下のように、居宅サービス、施設サービス、地域密着型サービスで構成されており、各種サービスを実施しています。

### ◇介護保険サービスの概要

サービスの種類	サービスの内容
訪問介護	訪問介護員(ホームヘルパー)が家庭を訪問して、入浴、排泄、食事などの介護を行ったり、ひとり暮らしや高齢者世帯などで食事の用意や洗濯などの家事援助を行うサービスです。
訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護	寝たきりの高齢者などの家庭を入浴設備や簡易浴槽を積んだ移動入浴車などで訪問し、入浴の介助を行うサービスです。看護師などが健康のチェックも行います。
訪問看護・介護予防訪問看護	医師の指示により看護師が家庭を訪問し、病状の観察や感染予防、床ずれの手当などを行うサービスです。
訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション	主治医の指示に基づき、理学療法士や作業療法士などが家庭を訪問し、心身機能の維持や回復、日常生活の自立援助のためのリハビリテーションを行うサービスです。
居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士などが家庭を訪問し、継続的な介護方法や服薬の管理指導などを行うサービスです。
通所介護	デイサービスセンターで入浴や食事の提供と日常生活訓練などが受けられるサービスです。
通所リハビリテーション	老人保健施設や病院・診療所などに通い、心身の機能の維持回復を図り日常生活の自立を助けるため、理学療法・作業療法等の必要なリハビリテーションを受けるサービスです。
短期入所生活介護	短期間(1週間程度)、介護老人福祉施設に宿泊しながら、日常生活の介護や機能訓練などを受けるサービスです。
短期入所療養介護	短期間(1週間程度)、介護老人保健施設などに宿泊しながら、医療上のケアを含む介護や機能訓練などを受けるサービスです。
福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与	特殊寝台や車いすなど日常生活の自立を助ける用具を貸し出すサービスです。
特定福祉用具購入費・特定介護予防福祉用具購入費	入浴、排泄などに使う用具は、衛生的配慮から特定福祉用具として購入費の一部が支給されます。腰掛便座、特殊尿器、入浴補助用具などが対象です。
住宅改修費・介護予防住宅改修費	住居の段差を解消したり、廊下や階段に手すりを付けたりする小規模な住宅改修に対して、費用の一部を支給するサービスです。
特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護	有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、適合高齢者専用賃貸住宅などの特定施設に入居し、施設が作成する特定施設サービス計画に基づいて、入浴、排泄、食事などの介護や洗濯、掃除などの家事、生活などに関する相談及び助言などの日常生活上の世話のほか、機能訓練や療養上の世話を受けます。
居宅介護支援・介護予防支援	介護保険サービスの利用者が適切に介護保険サービスを利用できるようにするため、利用者の依頼に基づいて介護支援専門員(ケアマネジャー)が居宅介護サービス利用計画(ケアプラン)を作成し、その計画に沿って、介護保険サービスが提供されるよう、サービス提供事業者との調整を行うものです。
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	重度者をはじめとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回型訪問と随時の対応を行います。



サービスの種類	サービスの内容
夜間対応型訪問介護	自宅で暮らしている人が、夜間も安心して生活を送ることができるよう、夜間の定期的な巡回訪問や通報を受けての随時訪問により、排泄の介護や日常生活上の緊急時の対応などの援助を行います。
認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護	認知症高齢者がデイサービスセンターなどに通い、入浴、排泄、食事などの介護、生活などに関する相談及び助言、健康状態の確認などの日常生活上の世話のほか、機能訓練を受けるサービスです。利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持とあわせ、利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図ります。
小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護	あらかじめ登録された利用者を対象として、その自宅において、またはサービス拠点に通い、もしくは短期間宿泊して、家庭的な環境と地域住民との交流のもとで、入浴、排泄、食事などの介護や調理、洗濯、掃除などの家事、生活などに関する相談及び助言、健康状態の確認などの日常生活上の世話のほか、機能訓練を受けるサービスです。「通い」サービスを中心として、利用者の様態や希望に応じて、随時「訪問」サービスや「宿泊」サービスを組み合わせて利用することにより、在宅での生活の継続を図ります。
認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護	認知症の人が少人数で共同生活を送るグループホームに入居し、家庭的な環境と地域住民との交流のもとで、住み慣れた環境での生活を継続できるよう、入浴、排泄、食事などの介護やその他の日常生活上の世話のほか、機能訓練を受けます。
地域密着型特定施設入居者生活介護	定員 29 人以下の地域密着型ケアハウス・有料老人ホームなどの特定施設に入居し、入浴・排泄・食事などの介護など日常生活上の世話や機能訓練を受けるサービスです。
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	定員 29 人以下の特別養護老人ホームに入所し、地域密着型施設サービス計画に基づいて、可能な限り、自宅での生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排泄、食事などの介護や、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与などの日常生活上の世話のほか、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を受けます。
看護小規模多機能型居宅介護 (旧複合型サービス)	小規模多機能型居宅介護と訪問看護など、複数の居宅サービスや地域密着型サービスを組み合わせて提供するサービスです。これにより、利用者はニーズに応じて柔軟に、医療ニーズに対応した小規模多機能型サービスなどの提供を受けられるようになります。
地域密着型通所介護・介護予防地域密着型通所介護	定員 18 人以下の小規模のデイサービスセンターにおいて、日帰りで介護や生活機能訓練を行うサービスです。平成 28 年から地域密着サービスとなりました。
介護老人福祉施設	食事や排泄などで常に介護が必要で、自宅での介護が困難な高齢者が入所し、食事、入浴、排泄などの日常生活の支援や機能訓練などを受けるサービスです。
介護老人保健施設	病状が安定し、治療より看護や介護に重点を置いたケアが必要な高齢者が入所し、医学的な管理のもとにおける介護や機能訓練などを受けるサービスです。
介護療養型医療施設 (介護医療院)	急性期の治療が終わり、長期の療養を必要とする高齢者が入院し、療養上の管理、看護、機能訓練などを受けるサービスです。

## (1) 居宅サービスの充実

高齢者が介護を要する状態になっても、できる限り住み慣れた地域で生活できるよう、利用者の希望に応じたサービスを提供するために必要なサービス量の確保を進めるとともに、介護サービス事業所や介護職員に対する研修指導を強化して質の向上に努め、居宅系サービスの円滑な提供を推進します。

## (2) 介護保険施設サービス等の充実

要介護状態となった高齢者が、やむなく自宅や家族とともに住むことが難しくなった場合も、施設を選択する上において長期にわたり施設待機する不安を感じることがないように、上富田町の既存施設やサービス付き高齢者住宅も視野に入れ、近隣自治体とのバランスも加味しながら、施設待機者の解消に努めます。

## (3) 地域密着型サービスの充実

高齢者や認知症高齢者は環境変化の影響を受けやすいこと等を考慮し、要介護状態になっても住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、地域密着型サービスの利用希望者への情報提供や利用促進につながる情報発信等を推進します。また、高齢者のニーズに応じて、介護サービス事業者の参入を促進します。

サービスの質の向上に向けては、提供されている地域密着型サービスの自己評価、外部評価の実施を推進し、利用者支援の観点も踏まえ、結果の公表を推進します。

## (4) 介護給付適正化の推進

介護給付適正化とは、介護給付を必要とする受給者を適正に認定し、受給者が真に必要なサービスを提供するよう促すことであり、適切なサービスの確保とその結果として費用の効率化を通じて介護保険制度への信頼を高め、持続可能な介護保険制度の構築に資するものです。

上富田町では、国の「第4期介護給付適正化計画に関する指針」を踏まえ、介護給付の適正化に努めます。

### ①要介護認定の適正化

eラーニングや認定関係の研修を認定調査員全員が受講し、調査員の資質の向上と調査結果の平準化を目指します。

また、調査内容については調査員本人以外の目で再点検を全件実施します。

### ②ケアプランの点検

ケアプランの点検を町内全ての居宅支援事業所に対して、年1回実施します。

平成30年度に居宅介護支援事業者の指定権限が保険者（町）に委譲されることを念頭に置きつつ、ケアマネジャーによる自己チェック及び町による指導を実施します。

### ③住宅改修等の点検（住宅改修の点検、福祉用具購入・貸与調査）

住宅改修の申請には、2社以上の見積書の添付を推進します。住宅改修等の点検については、申請書類上での点検を行い、疑義が生じた場合は、聞き取りや現地調査を行うことを基本とします。強化月間を設け、特に高額な改修には現地調査を行っていきます。

また、福祉用具利用者等に対し訪問調査等を行って、福祉用具の必要性や利用状況等について確認します。

### ④縦覧点検・医療情報との突合

県国保連合会から提供される医療給付情報突合リスト等を活用した点検を実施します。

### ⑤介護給付費通知

介護給付費通知については、過大請求の抑止の意味も込め、介護サービスを利用した被保険者に、年2回通知を実施します。

## （5）介護保険制度適正利用の推進

### ①要支援・要介護認定

要支援・要介護認定の申請受付は、住民生活課窓口をはじめ地域包括支援センターなどで対応しており、その後、認定調査員が申請者の自宅等で訪問調査を行います。今後も要介護認定調査の適正な認定調査となるように、認定調査員の資質の向上を図ります。また、介護保険の説明とあわせて、高齢者の状況把握、町のサービスの説明など、きめ細かな対応となるように努めます。

### ②相談・苦情等への対応

介護保険に関する相談は、住民生活課窓口をはじめ地域包括支援センターなどで対応するとともに、高齢者に関する情報等は庁内での連絡・調整体制の改善を図り、円滑に進むように取組みます。また、要介護認定等への不服申し立て、サービスに関する苦情等については、まず町で対応し、必要に応じて、県介護保険認定審査会、県国保連合会へ取り次ぐこととなっています。

### ③介護サービスの適正な利用促進についての周知

被保険者やご家族の皆様は、介護保険事業の基本的な考え方である自立を目指すために、自分でできることは自分でやっていただく事などの説明をまちかどカフェなど機会をとらえて住民に啓発を行っていきます。

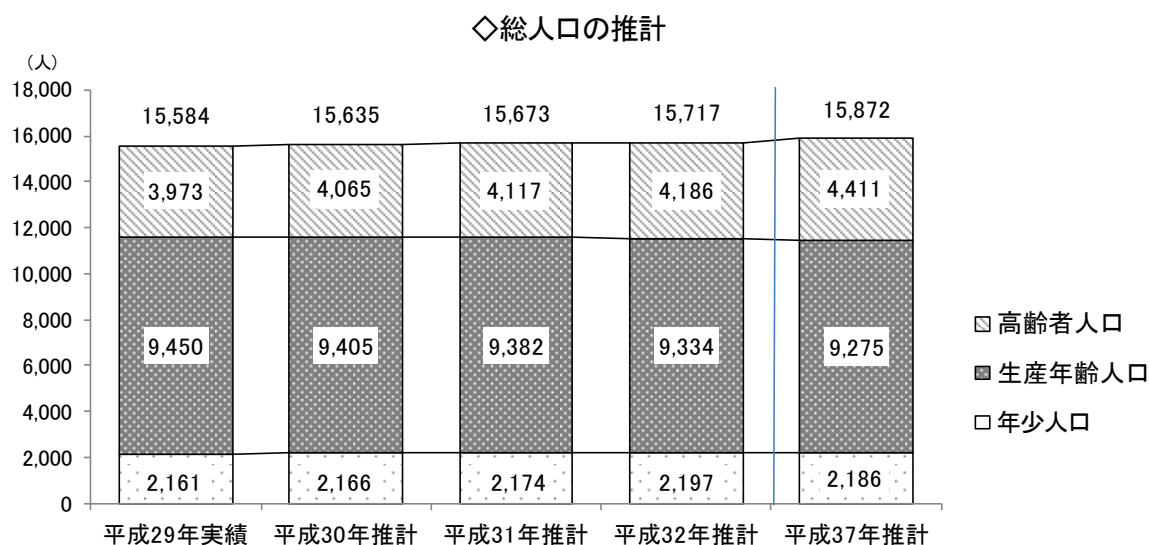
<介護給付適正化の目標>

指標	現状	目標		
	平成 28 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
認定調査員のeラーニングの全員実施	未実施	実施	実施	実施
町内の全居宅支援事業所のケアプラン点検を1年に1回実施	3事業所	町内全事業所	町内全事業所	町内全事業所
国保連合会から提供される医療給付情報突合リストによる事業所への確認作業	年4回	年4回	年4回	年4回
介護給付費通知の実施	2回	2回	2回	2回

# 第5章 介護保険事業計画

## 1. 要支援・要介護認定者数等の推計

近年の住民基本台帳人口（各年9月末現在）の男女別・年齢別の変化率から計画期間の人口を推計します。総人口は1万5,000人台を微増で推移することが見込まれ、平成32年は15,717人と推計されます。平成32年までは年少人口は微増、生産年齢人口は微減の見込みですが、高齢者人口は増加が見込まれます。



40～64歳人口については、計画期間は微減する見込みですが、65歳以上の高齢者人口は増加傾向が見込まれ、平成30年は4,064人で、平成31年は4,117人、平成32年は4,186人、平成37年は4,411人と推計されます。第2号被保険者数は、第7期計画期間は5,300人台後半で推移しますが、平成37年度は5,462人と増加が見込まれています。

また、計画期間の要支援・要介護認定者数は、近年の高齢者数に占める出現率を男女別・年齢別の認定状況と推移をとらえ、推計された高齢者人口に出現率の見込みを乗じて算出しました。要支援・要介護認定者は微増の見込みで、平成30年度は897人、平成31年度は920人、平成32年度は941人で、平成37年度は1,050人と見込まれます。

近年増加しているひとり暮らし高齢者について、平成27年の国勢調査の高齢者のうちの単身世帯比率とその伸びから算出すると、平成32年は1,427人、平成37年は1,726人程度と増加が見込まれます。

◇計画期間等の被保険者数・要介護認定者数の見込み

(人)

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
被保険者合計	9,427	9,491	9,563	9,873
第 1 号被保険者数	4,064	4,117	4,186	4,411
65-74 歳	2,088	2,107	2,162	2,025
75 歳以上	1,976	2,010	2,024	2,386
第 2 号被保険者数	5,363	5,374	5,377	5,462

(人)

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
総数	897	920	941	1,050
要支援 1	125	123	124	131
要支援 2	160	168	174	175
要介護 1	113	122	120	147
要介護 2	157	165	168	193
要介護 3	114	114	121	141
要介護 4	123	127	135	142
要介護 5	105	101	99	121
うち第 1 号被保険者数	872	894	913	1,020

## 2. 居宅サービス

### ①介護予防訪問介護/訪問介護

ホームヘルパーが要介護認定者等の居宅を訪問して、入浴・排泄・食事等の介護や調理・掃除・洗濯等の家事、生活等に関する相談・助言等、日常生活上の世話をを行うサービスです。

#### ◇利用実績と見込み

	第6期計画			第7期計画		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
<b>【訪問介護】</b> (単位:回/年)						
計画量	82,441.8	86,810.2	92,479.5	79,890	82,884	86,100
実績値	85,449	81,046	80,292			
達成状況	103.6%	93.4%	86.8%			
<b>【介護予防訪問介護】</b> (単位:人/年)						
計画量	1,082	1,088	539			
実績値	1,186	1,214	245			
達成状況	109.6%	111.6%	45.5%			

※実績は介護保険事業状況報告より作成、平成 29 年度は実績からの見込み見込みは、厚労省見える化システムを活用した推計値を示している。(以下同様)

### ②介護予防訪問入浴介護/訪問入浴介護

自宅浴槽での入浴が難しい要介護認定者等の自宅を入浴車等で訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行うサービスです。年度によって動きがありますが、介護度の高い要介護認定者で利用されています。

#### ◇利用実績と見込み

	第6期計画			第7期計画		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
<b>【訪問入浴介護】</b> (単位:回/年)						
計画量	381.9	401.6	453.9	624	624	756
実績値	392	529	444			
達成状況	102.6%	131.7%	97.8%			
<b>【介護予防訪問入浴介護】</b> (単位:人/年)						
計画量	0	0	0			
実績値	65	76	70			
達成状況	-	-	-			

### ③介護予防訪問看護/訪問看護

訪問看護ステーションや病院・診療所の看護師等が要介護認定者等の居宅を訪問して、療養上の世話や家族への相談・助言、診療の補助等を行うサービスです。要介護認定者で利用者が微増しています。

#### ◇利用実績と見込み

	第6期計画			第7期計画		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
<b>【訪問看護】</b> (単位:回/年)						
計画量	14,234.1	15,530.6	16,868.9	17,328	17,952	18,504
実績値	14,064	16,360	16,738			
達成状況	98.8%	105.3%	99.2%			
<b>【介護予防訪問看護】</b> (単位:人/年)						
計画量	211	217	222	600	636	660
実績値	385	468	538			
達成状況	182.5%	215.7%	242.3%			

### ④介護予防訪問リハビリテーション/訪問リハビリテーション

病院・診療所の理学療法士や作業療法士が要介護認定者等の居宅を訪問して、理学療法や作業療法その他の必要なリハビリテーションを行うサービスです。

#### ◇利用実績と見込み

	第6期計画			第7期計画		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
<b>【訪問リハビリテーション】</b> (単位:回/年)						
計画量	0	0	0	144	144	144
実績値	294	160	0			
達成状況	-	-	-			
<b>【介護予防訪問リハビリテーション】</b> (単位:回/年)						
計画量	0	0	0			
実績値	0	0	0			
達成状況	-	-	-			



### ⑤介護予防居宅療養管理指導/居宅療養管理指導

要介護認定者等に対して、病院、診療所または薬局の医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士、管理栄養士が自宅を訪問して行う療養上の管理、指導等を行うサービスです。

#### ◇利用実績と見込み

	第6期計画			第7期計画		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
<b>【居宅療養管理指導】</b> (単位:人/年)						
計画量	476	541	625	480	516	564
実績値	414	432	365			
達成状況	87.0%	79.9%	58.4%			
<b>【介護予防居宅療養管理指導】</b> (単位:人/年)						
計画量	32	31	31			
実績値	17	9	2			
達成状況	53.1%	29.0%	6.5%			

### ⑥介護予防通所介護/通所介護

要介護認定者等がデイサービスセンター等に通い、入浴や食事の提供とこれらに伴う介護、生活等に関する相談・助言、健康状態の確認と機能訓練を受けるサービスです。

#### ◇利用実績と見込み

	第6期計画			第7期計画		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
<b>【通所介護】</b> (単位:回/年)						
計画量	27,592.5	28,310.6	29,227.1	28,674	30,156	31,368
実績値	29,836	26,681	26,796			
達成状況	108.1%	94.2%	91.7%			
<b>【介護予防通所介護】</b> (単位:人/年)						
計画量	797	833	434			
実績値	677	712	149			
達成状況	84.9%	85.5%	34.3%			

### ⑦介護予防通所リハビリテーション/通所リハビリテーション

要介護認定者等が、介護老人保健施設や病院、診療所に通い、心身の機能維持の回復を図り、日常生活の自立を助けるために行われる理学療法、作業療法その他のリハビリテーションを受けるサービスです。

#### ◇利用実績と見込み

	第6期計画			第7期計画		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
<b>【通所リハビリテーション】</b> (単位:回/年)						
計画量	1,325.0	1,418.8	1,546.8	2,082	2,064	2,232
実績値	1,412	1,431	1,690			
達成状況	106.6%	100.9%	109.3%			
<b>【介護予防通所リハビリテーション】</b> (単位:人/年)						
計画量	25	24	22			
実績値	57	85	89			
達成状況	228.0%	354.2%	404.5%			

### ⑧介護予防短期入所生活介護/短期入所生活介護

特別養護老人ホーム等に短期間入所して、入浴・排泄・食事等の介護、その他の日常生活上の世話を受けるサービスです。

#### ◇利用実績と見込み

	第6期計画			第7期計画		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
<b>【短期入所生活介護】</b> (単位:日/年)						
計画量	4,835.4	4,810.7	4,779.1	6,324	6,468	6,648
実績値	5,901	7,345	5,772			
達成状況	122.0%	152.7%	120.8%			
<b>【介護予防短期入所生活介護】</b> (単位:日/年)						
計画量	1	1	1			
実績値	3	4	26			
達成状況	300.0%	400.0%	2600.0%			

### ⑨介護予防短期入所療養介護/短期入所療養介護

老人保健施設等へ短期間入所して、機能訓練等の必要な医療や日常生活上の世話を受けるサービスです。

#### ◇利用実績と見込み

	第6期計画			第7期計画		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
<b>【短期入所療養介護】</b> (単位:日/年)						
計画量	447.6	462.3	500.1	737	739	818
実績値	831	1,030	751			
達成状況	185.7%	222.8%	150.2%			
<b>【介護予防短期入所療養介護】</b> (単位:人/年)						
計画量	0	0	0			
実績値	0	0	0			
達成状況	-	-	-			

### ⑩介護予防特定施設入居者生活介護/特定施設入居者生活介護

特定施設（有料老人ホームとケアハウス）に入所している要介護認定者等に対して提供される入浴・排泄・食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を受けるサービスです。

#### ◇利用実績と見込み

	第6期計画			第7期計画		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
<b>【特定施設入居者生活介護】</b> (単位:人/年)						
計画量	91	86	89	168	180	192
実績値	125	104	120			
達成状況	137.4%	120.9%	134.8%			
<b>【介護予防特定施設入居者生活介護】</b> (単位:人/年)						
計画量	0	0	0			
実績値	0	0	0			
達成状況	-	-	-			

### ⑪介護予防福祉用具貸与/福祉用具貸与

要介護認定者等に対して、日常生活上の便宜を図るための用具や、機能訓練のための福祉用具を貸し出すサービスです。

#### ◇利用実績と見込み

	第6期計画			第7期計画		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
<b>【福祉用具貸与】</b> (単位:人/年)						
計画量	2,015	2,209	2,466	2,496	2,604	2,700
実績値	2,273	2,337	2,419			
達成状況	112.8%	105.8%	98.1%			
<b>【介護予防福祉用具貸与】</b> (単位:人/年)						
計画量	417	416	414	612	624	636
実績値	542	580	588			
達成状況	130.0%	139.4%	142.0%			

### ⑫特定介護予防福祉用具販売/特定福祉用具販売

入浴または排泄用の福祉用具の購入費用の一部を給付するサービスです。

#### ◇利用実績と見込み

	第6期計画			第7期計画		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
<b>【特定福祉用具販売】</b> (単位:人/年)						
計画量	58	66	72	108	108	108
実績値	42	39	52			
達成状況	72.4%	59.1%	72.2%			
<b>【特定介護予防福祉用具販売】</b> (単位:人/年)						
計画量	40	40	40	24	24	36
実績値	19	21	16			
達成状況	47.5%	52.5%	40.0%			

### ⑬介護予防住宅改修/住宅改修

段差の解消や手すりの設置などの小規模な住宅改修の費用の一部を給付するサービスです。

#### ◇利用実績と見込み

	第6期計画			第7期計画		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
<b>【住宅改修】</b> (単位:人/年)						
計画量	61	68	74	60	60	60
実績値	46	42	49			
達成状況	75.4%	61.8%	66.2%			
<b>【介護予防住宅改修】</b> (単位:人/年)						
計画量	25	25	25	48	48	48
実績値	30	34	25			
達成状況	120.0%	136.0%	100.0%			

### ⑭介護予防居宅介護支援/居宅介護支援

介護サービス計画及び介護予防サービス計画を作成し、計画に基づいたサービスが受けられるよう支援するサービスです。

#### ◇利用実績と見込み

	第6期計画			第7期計画		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
<b>【居宅介護支援】</b> (単位:人/年)						
計画量	4,164	4,305	4,426	4,560	4,656	4,644
実績値	4,369	4,541	4,464			
達成状況	104.9%	105.5%	100.9%			
<b>【介護予防居宅介護支援】</b> (単位:人/年)						
計画量	1,818	1,814	1,800	1,596	1,740	1,884
実績値	2,110	2,211	1,375			
達成状況	116.1%	121.9%	76.4%			

### 3. 施設サービス

#### ①介護老人福祉施設

常に介護が必要で自宅での生活が困難な寝たきりなどの高齢者が入所し、食事や入浴などの介護を受ける施設です。

##### ◇利用実績と見込み

	第6期計画			第7期計画		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
【介護老人福祉施設】 (単位:人/年)						
計画量	792	792	792	1,104	1,128	1,152
実績値	862	969	1,030			
達成状況	108.8%	122.3%	130.1%			

#### ②介護老人保健施設

病状が安定しており、リハビリテーションや看護、介護が必要な高齢者が入所し、介護や機能訓練、必要な医療を受ける施設です。

##### ◇利用実績と見込み

	第6期計画			第7期計画		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
【介護老人保健施設】 (単位:人/年)						
計画量	443	443	443	348	372	396
実績値	428	330	314			
達成状況	96.6%	74.5%	70.9%			

#### ③介護療養型医療施設・介護医療院

長期療養が必要な方が入院し、医学的管理のもとで介護や必要な医療を受ける医療施設です。介護療養型医療施設の転換、介護医療院の新設が予定されています。

##### ◇利用実績と見込み

	第6期計画			第7期計画		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
【介護療養型医療施設・介護医療院】 (単位:人/年)						
計画量	87	87	87	84	84	84
実績値	64	103	74			
達成状況	73.6%	118.4%	85.1%			

## 4. 地域密着型サービス

### ①定期巡回・随時対応型訪問介護看護

平成 24 年度から創設されたサービスで、訪問介護と訪問看護が連携して巡回または随時訪問して日常生活上及び療養上の世話をを行うサービスです。

#### ◇利用実績と見込み

	第6期計画			第7期計画		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
<b>【定期巡回・随時対応型訪問介護看護】</b> (単位:人/年)						
計画量	0	0	0	0	0	0
実績値	0	0	0			
達成状況	-	-	-			

### ②夜間対応型訪問介護

夜間の定期的な巡回訪問または通報により、訪問介護員（ホームヘルパー）や介護福祉士が居宅を訪問して、入浴・排泄・食事等の介護や、調理・掃除・洗濯等の家事、生活等に関する相談・助言等、日常生活上の必要な世話をを行うサービスです。

#### ◇利用実績と見込み

	第6期計画			第7期計画		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
<b>【夜間対応型訪問介護】</b> (単位:人/年)						
計画量	0	0	0	0	0	0
実績値	0	0	0			
達成状況	-	-	-			

### ③介護予防認知症対応型通所介護/認知症対応型通所介護

認知症高齢者に対し、デイサービスセンター等に通い、入浴、排泄、食事等の介護やその他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うサービスです。

#### ◇利用実績と見込み

	第6期計画			第7期計画		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
<b>【認知症対応型通所介護】</b> (単位:回/年)						
計画量	0	0	0			
実績値	0	0	0			
達成状況	-	-	-			
<b>【介護予防認知症対応型通所介護】</b> (単位:人/年)						
計画量	0	0	0	0	0	0
実績値	0	0	0			
達成状況	-	-	-			

### ④介護予防小規模多機能型居宅介護/小規模多機能型居宅介護

「通い」を中心として、利用者の心身の状況や希望に応じて、随時「訪問」や「泊まり」も組み合わせてサービスを提供することで、在宅での生活継続を支援するサービスです。

#### ◇利用実績と見込み

	第6期計画			第7期計画		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
<b>【小規模多機能型居宅介護】</b> (単位:人/年)						
計画量	35	41	46	0	0	0
実績値	12	5	0			
達成状況	34.3%	12.2%	0.0%			
<b>【介護予防小規模多機能型居宅介護】</b> (単位:人/年)						
計画量	38	39	39	0	0	0
実績値	0	0	0			
達成状況	0.0%	0.0%	0.0%			



### ⑤介護予防認知症対応型共同生活介護/認知症対応型共同生活介護

認知症高齢者に対し、その共同生活を営む住居において、入浴・排泄・食事等の介護やその他日常生活上の世話及び機能訓練を行うサービスです。

#### ◇利用実績と見込み

	第6期計画			第7期計画		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
<b>【認知症対応型共同生活介護】</b> (単位:人/年)						
計画量	240	264	276	240	264	264
実績値	196	219	233			
達成状況	81.7%	83.0%	84.4%			
<b>【介護予防認知症対応型共同生活介護】</b> (単位:人/年)						
計画量	0	0	0	0	0	0
実績値	0	0	0			
達成状況	-	-	-			

### ⑥地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

施設に入所する要介護認定者に対して、入浴・排泄・食事等の介護やその他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うサービスです。

#### ◇利用実績と見込み

	第6期計画			第7期計画		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
<b>【地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護】</b> (単位:人/年)						
計画量	0	0	0	0	0	0
実績値	0	0	0			
達成状況	-	-	-			

### ⑦地域密着型特定施設入居者生活介護

小規模特別養護老人ホーム（入所定員が29人以下の施設）に入所する要介護認定者に対して、入浴、排泄、食事等の介護やその他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うサービスです。

#### ◇利用実績と見込み

	第6期計画			第7期計画		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
<b>【地域密着型特定施設入居者生活介護】</b> (単位:人/年)						
計画量	82	82	82	144	144	144
実績値	82	104	101			
達成状況	100.0%	126.8%	123.2%			

### ⑧看護小規模多機能型居宅介護(旧複合型サービス)

平成24年度から創設されたサービスで、小規模多機能型居宅と訪問看護等を組み合わせて実施するものです。

#### ◇利用実績と見込み

	第6期計画			第7期計画		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
<b>【看護小規模多機能型居宅介護(旧複合型サービス)】</b> (単位:人/年)						
計画量	0	0	0	0	0	0
実績値	0	0	0			
達成状況	-	-	-			

### ⑨地域密着型通所介護

小規模型の通所介護は、地域との連携や運営面の透明性の確保の観点から、平成28年度より地域密着型サービスに位置づけられました。

#### ◇利用実績と見込み

	第6期計画			第7期計画		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
<b>【地域密着型通所介護】</b> (単位:回/年)						
計画量	-	0	0	2,262	2,616	2,880
実績値	-	1,676	1,937			
達成状況	-	-	-			

## 5. 介護保険事業費

### (1) 計画期間の介護保険給付費の推計

第7期計画期間である、平成30～32年度の計画期間のサービス別介護給付費の推計は、以下の通りです。給付費は総費用から利用者負担（基本的に10%、一部20・30%負担者がいる）を除いた金額です。

#### ◇介護予防サービス／地域密着型介護予防サービス／介護予防支援給付費の推計

(千円)

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
(1)介護予防サービス			
① 介護予防訪問介護	-	-	-
② 介護予防訪問入浴介護	0	0	0
③ 介護予防訪問看護	21,549	23,058	23,882
④ 介護予防訪問リハビリテーション	0	0	0
⑤ 介護予防居宅療養管理指導	87	87	87
⑥ 介護予防通所介護	-	-	-
⑦ 介護予防通所リハビリテーション	3,896	4,131	4,588
⑧ 介護予防短期入所生活介護	0	0	0
⑨ 介護予防短期入所療養介護	0	0	0
⑩ 介護予防特定施設入居者生活介護	0	0	0
⑪ 介護予防福祉用具貸与	4,633	4,722	4,811
⑫ 特定介護予防福祉用具販売	530	530	754
⑬ 介護予防住宅改修	3,162	3,162	3,162
(2)地域密着型介護予防サービス			
① 介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0
② 介護予防小規模多機能型居宅介護	0	0	0
③ 介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0
(3)介護予防支援	7,090	7,733	8,373
予防給付費計(Ⅰ)	40,947	43,423	45,657

◇居宅サービス／地域密着型サービス／施設サービス／居宅介護支援給付費の推計

(千円)

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
(1)居宅サービス			
① 訪問介護	219,277	227,164	235,564
② 訪問入浴介護	8,040	8,043	9,751
③ 訪問看護	62,192	64,324	66,319
④ 訪問リハビリテーション	366	366	366
⑤ 居宅療養管理指導	3,145	3,405	3,733
⑥ 通所介護	237,975	250,734	261,506
⑦ 通所リハビリテーション	17,646	16,837	18,225
⑧ 短期入所生活介護	50,076	51,147	52,570
⑨ 短期入所療養介護	8,145	8,174	9,040
⑩ 特定施設入居者生活介護	26,111	28,460	30,461
⑪ 福祉用具貸与	30,918	32,188	33,050
⑫ 特定福祉用具販売	3,705	3,705	3,705
⑬ 住宅改修	3,893	3,893	3,915
(2)地域密着型サービス			
① 定期巡回・随時対応型訪問介護 看護	0	0	0
② 夜間対応型訪問介護	0	0	0
③ 認知症対応型通所介護	0	0	0
④ 小規模多機能型居宅介護	0	0	0
⑤ 認知症対応型共同生活介護	58,164	63,774	63,774
⑥ 地域密着型特定施設入居者生 活介護	33,512	33,527	33,527
⑦ 地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	0	0	0
⑧ 看護小規模多機能型居宅介護 (複合型サービス)	0	0	0
⑨ 地域密着型通所介護	18,777	21,719	23,637
(3)施設サービス			
① 介護老人福祉施設	273,029	279,149	284,768
② 介護老人保健施設	89,121	95,818	102,378
③ 介護療養型医療施設	31,448	31,461	31,464
(4)居宅介護支援	71,986	73,550	73,357
介護給付費計(Ⅱ)	1,247,525	1,297,436	1,341,106

◇総給付費の推計

(千円)

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
総給付費(Ⅰ)+(Ⅱ)	1,288,472	1,340,859	1,386,763

◇介護保険給付費の推計

(千円)

	平成30年度	平成31年度	平成32年度	3年間合計
総給付費[A]	1,288,472	1,340,859	1,386,763	4,016,094
介護予防給付費	40,947	43,423	45,657	130,027
介護給付費	1,247,525	1,297,436	1,341,106	3,886,067
一定以上所得者の利用者負担 の見直しに伴う財政影響額[B]	528	825	860	2,213
消費税等[C]	0	16,360	34,240	50,600
総給付費 (一定以上所得者負担 の調整後)[D=A-B+C]	1,287,944	1,356,394	1,420,143	4,064,481

特定入所者介護 サービス等給付費 (影響後)	51,250	52,250	53,250	156,750
高額介護サービス費	30,000	31,000	32,000	93,000
高額医療合算 介護サービス費	4,000	4,000	4,000	12,000
審査支払手数料	1,320	1,348	1,375	4,043
小計[E]	86,570	88,598	90,625	265,793

標準給付費見込額 [F=D+E]	1,374,514	1,444,992	1,510,768	4,330,274
---------------------	-----------	-----------	-----------	-----------

地域支援事業費[G]	100,000	101,000	102,000	303,000
------------	---------	---------	---------	---------

総給付費等 [H=F+G]	1,474,514	1,545,992	1,612,768	4,633,274
------------------	-----------	-----------	-----------	-----------

※千円未満を四捨五入しており、合計が合わない箇所がある。

◇参考 : 平成37年度 介護保険給付費推計

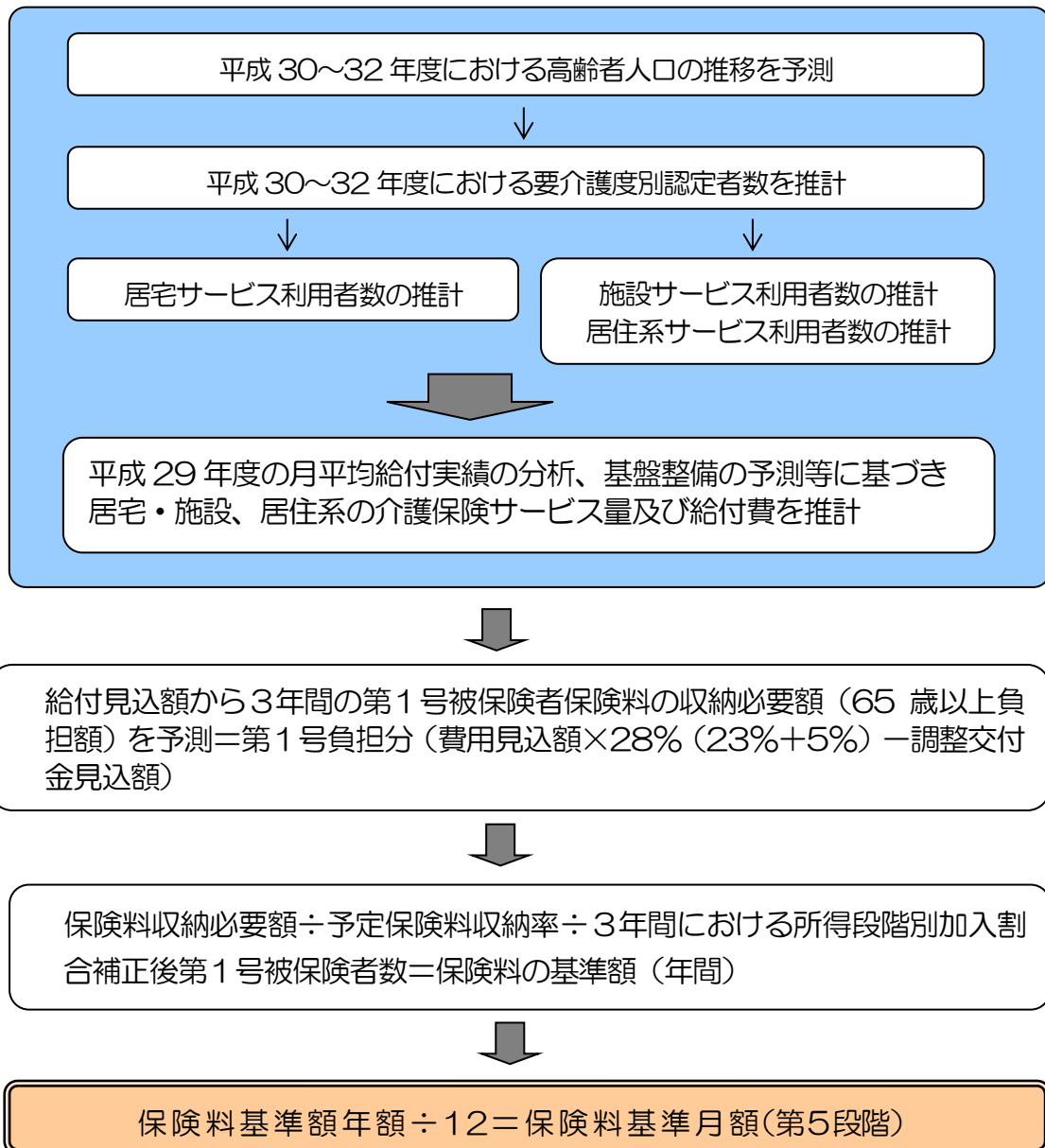
標準給付費	16億900万円
地域支援事業費	1億900万円

## (2) 介護保険料の算定

計画期間の介護保険給付費を見込み、平成30年度から32年度までの3年間で第1号被保険者が負担する介護保険料を設定します。

また、平成30年度からは第1号被保険者負担割合が23%、第2号被保険者負担割合が27%に変更になります。

### ◇介護保険料の算定方法

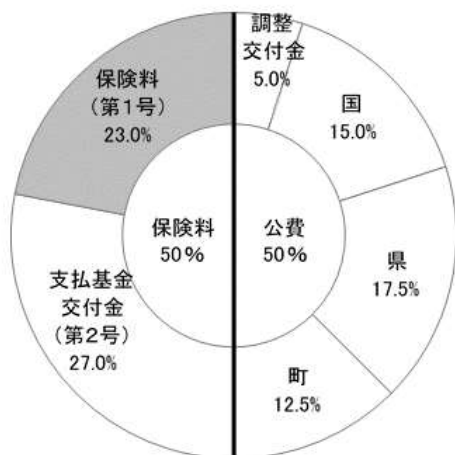


介護保険制度においては、介護保険事業に係る費用のうち、利用者負担（1割～3割）を除いた費用の財源割合が介護保険法によって定められており、原則として50%を被保険者の保険料、50%を公費とされています。

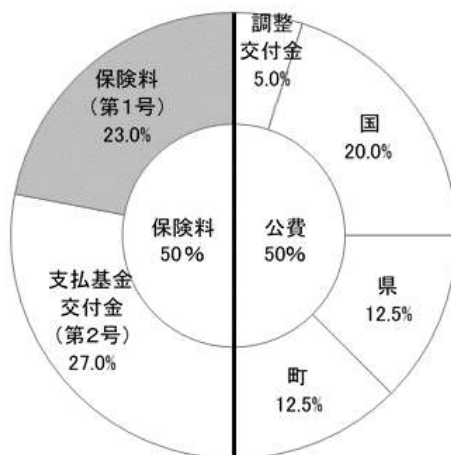
また、被保険者の保険料のうち、本計画期間は原則として23%を第1号被保険者（65歳以上）、27%を第2号被保険者（40～64歳）が負担することになります。

◇財源構成

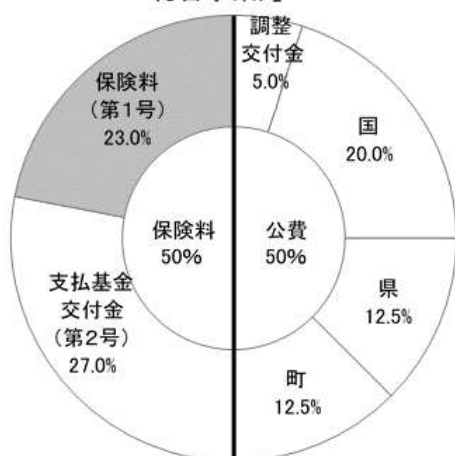
【介護給付費(施設分)】



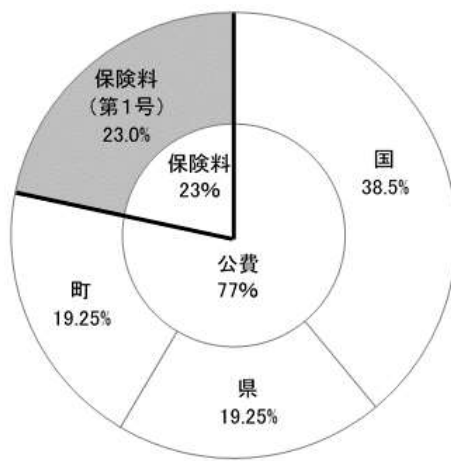
【介護給付費(その他分)】



【地域支援事業(介護予防・日常生活支援総合事業)】



【地域支援事業(包括的支援事業・任意事業)】



◇第7期計画期間における第1号被保険者に係る介護保険料の算定

	3年間合計	
標準給付費見込額	4,330,274,672 円	
地域支援事業費	303,000,000 円	
合計	4,633,274,672 円	
第1号被保険者負担分相当額(23%)	1,065,653,175 円	
調整交付金相当額	227,163,734 円	
調整交付金見込交付割合	平均 5.93%	
後期高齢者加入割合補正係数	3年間平均 1.0233	
所得段階別加入割合補正係数	3年間平均 0.9377	
調整交付金見込額	269,278,000 円	
財政安定化基金拠出金見込額(0%)	0 円	
財政安定化基金償還金	50,000,000 円	
準備基金の残高	0 円	
準備基金取崩額	0 円	
保険料収納必要額	1,073,538,908 円	
予定保険料収納率	98.50%	
3年間の段階別第1号被保険者数合計  12,367 人	第1段階	2,721 人
	第2段階	1,348 人
	第3段階	1,187 人
	第4段階	1,397 人
	第5段階	1,496 人
	第6段階	1,917 人
	第7段階	1,348 人
	第8段階	433 人
	第9段階	520 人
所得段階別加入割合補正後被保険者数	11,601 人	
保険料基準月額(第5段階)	7,829 円	
保険料基準年額(第5段階)	93,948 円	

◇参考 : 平成 37 年度 第1号被保険者に係る介護保険料基準月額(第5段階) 8,626 円



(3) 第7期計画期間における、第1号被保険者の所得段階別保険料

◇第7期計画期間(平成30年度～32年度)保険料 (年額) (単位:円)

所得段階		保険料率	保険料年額
第1段階	生活保護の受給者、老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税の方	基準額×0.5 (0.45)	46,900 (42,200)
	世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方		
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方	基準額×0.75	70,400
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超の方	基準額×0.75	70,400
第4段階	本人が住民税非課税だが世帯の誰かに住民税が課税されている場合で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	基準額×0.90	84,500
第5段階	本人が住民税非課税だが世帯の誰かに住民税が課税されている場合で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超の方	基準額×1.00	93,900
第6段階	本人が住民税課税で本人の前年の合計所得金額が120万円未満の方	基準額×1.20	112,700
第7段階	本人が住民税課税で本人の前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の方	基準額×1.30	122,100
第8段階	本人が住民税課税で本人の前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	基準額×1.50	140,900
第9段階	本人が住民税課税で本人の前年の合計所得金額が300万円以上の方	基準額×1.70	159,700

◇参考 平成37年度 第5段階保険料 (年額) (単位:円)

第5段階	本人が住民税非課税だが世帯の誰かに住民税が課税されている場合で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超の方	基準額×1.00	103,500
------	---	----------	---------

## 第6章 計画の推進に向けて

---

### (1) 計画の進行管理

本計画を着実に推進するため、計画の進捗状況を把握し、点検・評価して、より良い介護保険事業、高齢者福祉事業の展開に努めます。

### (2) 庁内他課との連携体制の確保

本計画の推進にあたっては、住民生活課を中心に、まちづくり、防災、住宅政策、生涯学習などの関係部署と連携した取組みを進めることで、計画の円滑な推進を図ります。

### (3) 関係機関・地域との連携

本計画は、「高齢者が生きがいをもち、住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らせるまちづくり」を目指して、地域包括ケアシステムを深化・推進していくため、関係機関、地域団体や民間企業など高齢者を支援する多様な主体と一層の連携及び協働による取組みを進めます。

### (4) 計画の周知・啓発

本計画について、町の広報紙やホームページなどの多様な媒体や各種事業を通して広報活動を行い、町民やサービス事業者等への周知・啓発を進めます。

# 資料編

## (1) 策定体制

### ①上富田町介護保険事業計画等策定委員会設置要綱

平成11年4月22日

要綱第3号

改正 平成16年6月25日要綱第6号

平成29年6月19日要綱第19号

(設置)

第1条 上富田町における介護保険事業計画及び老人保健福祉計画を策定するため、上富田町介護保険事業計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌業務)

第2条 委員会の所掌業務は次に掲げる業務とする。

- (1) 上富田町介護保険事業計画策定に必要な事項
- (2) 上富田町老人保健福祉計画策定に必要な事項
- (3) 上富田町老人保健福祉施策に必要な事項

(組織等)

第3条 委員会は、学識経験者、保健医療関係者、福祉関係者、被保険者代表者等から構成される15名以上20名以内の委員をもって組織し、任期は前条に定める所掌業務が完了したときとする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は委員の互選により選任する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又、委員長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は委員長が召集する。

- 2 委員会は委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、住民生活課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成11年5月1日から施行する。

附 則(平成16年6月25日要綱第6号)

この要綱は、平成16年7月1日から施行する。

附 則(平成29年6月19日要綱第19号)

この要綱は、平成29年7月1日から施行する。

②上富田町介護保険事業計画等策定委員会 委員名簿

委員長 木村孝士

副委員長 福田紘治

関係機関・団体	役職名	氏名
<b>福祉関係</b>		
民生児童委員協議会	会長	福田 紘治
社会福祉協議会	会長	三 栖 徹
身体障害者会	会長	檜 木 正 行
地域密着型特定施設入居者生活介護 ファミールハウス	管理者	小 川 由 合
認知症対応型共同生活介護 上富田グループホームさくら	管理者	堀 康 代
地域密着型通所介護 デイサービスセンターむろの家	管理者	村 上 由美子
<b>被保険者代表</b>		
老人クラブ連合会	会長	木 村 孝 士
老人クラブ連合会	女性部長	吉 田 榮
連合婦人会	会長	木 村 政 子
町内会連合会	会長	谷 口 英 大
生活研究グループ	代表	平 田 秀 美
<b>保険医療関係</b>		
医師会	医師	中 北 和 夫
歯科医師会	歯科医師	大 江 雅 文
<b>学識経験者</b>		
上富田町議会	産業民生常任委員長	畑 山 豊
上富田町議会	産業民生常任副委員長	谷 端 清
上富田町	副町長	山 本 敏 章

## (2) 策定経過

年 月 日	内 容
平成 29 年2月下旬 ～3月 10 日	「日常生活圏域ニーズ調査」及び「在宅介護実態調査」の実施 (郵送による配布・回収)
平成 29 年8月 10 日	第1回上富田町介護保険事業計画等策定委員会 1. 委員長及び副委員長の選任 2. 上富田町の高齢者を取り巻く現状 3. 介護保険制度の動向や第7期介護保険事業計画策定にあたって 4. 第7期介護保険事業計画策定にかかるアンケート調査の報告
平成 29 年 12 月7日	第2回上富田町介護保険事業計画等策定委員会 1. 計画骨子案の検討(体系、基本方向について) 2. 介護サービス量の推計
平成 30 年2月8日	第3回上富田町介護保険事業計画等策定委員会 1. 計画素案の説明 2. 介護サービス見込量、保険料の設定について

## 上富田町

### 高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画

発行日：平成30年3月

編集：上富田町住民生活課

発行者：上富田町

住所：〒649-2192

和歌山県西牟婁郡上富田町朝来763番地

TEL：0739-47-0550（代表）